

人事訴訟事件及び家事事件の
国際裁判管轄法制に関する
中間試案の補足説明

平成27年3月

法務省民事局参事官室

人事訴訟事件及び家事事件の国際裁判管轄法制に関する中間試案の補足説明

はじめに	1
第1 単位事件類型に応じた国際裁判管轄の規律	3
1 婚姻・離婚に関する訴えの国際裁判管轄	3
2 財産分与事件の国際裁判管轄	11
3 年金分割事件の国際裁判管轄	13
4 実親子関係事件の国際裁判管轄	14
5 養親子関係事件の国際裁判管轄	17
(1) 養子縁組の成立を目的とする審判事件	17
(2) 養親子についての身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴え	17
(3) 離縁を目的とする訴え	18
(4) 特別養子縁組の離縁を目的とする審判事件	18
(5) 死後離縁を目的とする審判事件	19
6 子の監護又は親権に関する審判事件の国際裁判管轄	19
7 子の財産の管理に関する処分の審判事件の国際裁判管轄	21
8 都道府県の措置についての承認等の審判事件の国際裁判管轄	21
9 扶養関係事件の国際裁判管轄	22
10 相続に係る審判事件についての国際裁判管轄	22
11 成年後見等に関する審判事件の国際裁判管轄	29
12 未成年後見に関する審判事件の国際裁判管轄	34
13 任意後見に関する審判事件の国際裁判管轄	36
14 失踪の宣告の審判事件及び失踪の宣告の取消しの審判事件の国際裁判管轄	38
15 不在者の財産の管理に関する審判事件の国際裁判管轄	41
16 その他の家事事件の国際裁判管轄	43
(1) 戸籍法に規定する審判事件及び民法第791条に規定する子の氏の変更についての許可の審判事件	43
(2) 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律に規定する審判事件	44
(3) 生活保護法等に規定する審判事件	45
(4) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に規定する審判事件	45
(5) 夫婦財産契約に関する審判事件	46

(6) 破産法に規定するその他の審判事件	46
(7) 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に規定する審判事件	46
(8) 「その他の家事事件の国際裁判管轄」に関するその他の論点	47
第2 人事訴訟事件等の国際裁判管轄に関する一般的な規律の在り方	47
1 合意管轄・応訴管轄	47
2 併合請求（併合申立て）等における管轄権	47
3 反訴	55
4 緊急管轄	55
5 特別の事情による訴え（申立て）の却下	58
6 国際裁判管轄の調査方法	59
7 管轄決定の標準時	59
8 訴え（申立て）の競合	59
9 不服申立て	61
10 家事調停事件の国際的管轄	61
11 人事訴訟を本案とする保全命令事件の国際裁判管轄	64
12 家事審判事件を本案とする審判前の保全処分事件の国際裁判管轄	64
第3 外国裁判の承認・執行	65
1 外国裁判の承認	65
2 外国裁判の執行	67
第4 その他所要の措置	72

はじめに

(審議の経緯)

関係者に外国人を含むなどの国際的な要素を有する紛争の解決においては、いずれの国が裁判管轄権を有するかという国際裁判管轄が問題となるころ、財産権上の訴えの国際裁判管轄については、平成 23 年に民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 36 号）が成立し、規定の整備を完了した。これに対して、人事訴訟事件及び家事事件については、未だ国際裁判管轄に係る規定の一般的な整備がされていない。

人事訴訟事件及び家事事件の国際裁判管轄に係る規定の整備の必要性は、財産権上の訴えの国際裁判管轄の規定を整備した際にも認識されていたところであるが、当時、家事事件に関する手続を定めた家事審判法等について全面的見直しの検討を行なっていたため、その見直しの結果を待って整備をすることとされた。その後、家事審判法に代わる家事事件手続法（平成 23 年法律第 52 号）が平成 23 年に成立し、平成 25 年から施行されている。

これらの状況を踏まえ、平成 26 年 2 月、法制審議会第 171 回会議において、法務大臣より、「人事訴訟事件及び家事事件の国際裁判管轄に関する規律等を整備する必要があると思われるので、その要綱を示されたい。」との諮問が行われ（諮問第 98 号）、その調査審議のため、国際裁判管轄法制（人事訴訟事件及び家事事件関係）部会（以下「本部会」という。）（部会長・高田裕成東京大学大学院教授）が設置された。

本部会では、平成 26 年 4 月から平成 27 年 2 月までの間、約 1 か月に 1 回のペースで審議を重ね、平成 27 年 2 月 27 日の第 10 回会議において、「人事訴訟事件及び家事事件の国際裁判管轄法制に関する中間試案」（以下「試案」という。）を取りまとめるとともに、これを事務当局において公表し、意見募集手続を行うことを了承した。

なお、この補足説明は、試案を公表するに当たり、試案の内容の理解に資するため、試案の各項目について、その趣旨等を事務当局である法務省民事局（参事官室）の責任において補足的に説明する目的で作成したものであるが、あくまでも試案について検討を加える際の参考資料に過ぎず、それ以上の意味を持つものではない。

(基本的な視点)

試案第 1 及び第 2 は、いかなる場合に日本の裁判所に訴えを提起し又は家事審判若しくは家事調停の申立てをすることができるかという、いわゆる直接管轄についての規律の明確化を図るものである。もっとも、外国裁判の承

認・執行（民事訴訟法第118条及び試案第3参照）においては、間接管轄の有無を判断するに当たって、直接管轄の規定が参考にされるべきことから、直接管轄の規定が間接管轄に影響を与えることになる。

このように、国際裁判管轄に関する規律は、日本の裁判所の管轄権の範囲を画するとともに、外国裁判の承認・執行の際にも影響を与え得ることから、日本の裁判所の管轄の範囲を過度に広く認めると、同様の基準で、日本に住所等を有する者や日本の国籍を有する者を被告又は相手方とする外国判決の承認・執行を広く認めなければならないとの方向での影響があり得る。

したがって、当事者間の衡平や適正かつ迅速な裁判の実現等の理念に基づき、日本と密接な関連性のある事案については日本の裁判所の管轄権を確保しつつ、かつ、過剰な管轄権を認めることとならないように留意して、国際裁判管轄の規律を設ける必要がある。

（検討の対象としての「単位事件類型」）

今般検討する国際裁判管轄に係る規定は、裁判所において裁判がされる事件について、例えば、当事者の住所や国籍など、事件と関わりのある特定の要素（これを「管轄原因」という。）に着目し、日本の裁判所に管轄権を認めるべき密接な関連性があるといえるだけの要素がある場合を規定するものである。

また、今般検討する規定は、人事訴訟事件及び家事事件について日本の裁判所の管轄権が認められる場合を定めるものであるが、その場合、全ての外国法に定められた人事訴訟事件及び家事事件に相当する事件を念頭において検討することはできないから、差し当たり、日本法上定められた事件の種類を念頭において検討をするのが便宜である。もっとも、日本の人事訴訟法に定められている人事訴訟事件及び家事事件手続法に定められている家事事件には、離婚の訴えなどの離婚に関する事件、親権者の指定の審判事件などの子の監護又は親権に関する事件、遺産分割などの相続に関する事件、成年後見の開始の審判事件などの後見関係事件など、多種多様な事件が含まれ、これらの個々の事件について、それぞれ国際裁判管轄の規定を設けてみても、必ずしも国際裁判管轄の規定として普遍性を有する規定とはならない。そこで、本部会での検討においては、国際裁判管轄に係る適切な規定を設けるため、人事訴訟事件及び家事事件に含まれる個々の事件について、国際裁判管轄に係る規律を設ける単位として、共通する性質、特徴等を有するものと評価することができる事件を典型的にまとめ、これを「単位事件類型」と呼び、原則として、単位事件類型ごとに国際裁判管轄の規定を検討することとした。

そして、例外的に、単位事件類型に含まれる特定の事件について、当該事件の性質、特徴を踏まえ固有の管轄原因を認めるべき事件については、具体的な妥当性を担保するため、国際裁判管轄についての固有の規定を設けることを許容するものとしている。

(試案における「身分関係の当事者」)

試案における「身分関係の当事者」とは、人事訴訟事件及び家事事件の国際裁判管轄の判断に関する概念であり、これらの事件において形成（創設、変更、消滅）又は存否の確認を求められる身分関係を構成する者をいう。例えば、日本法を前提とすると、婚姻に関する訴えにおける身分関係の当事者は、当該婚姻における夫及び妻であり、第三者（夫又は妻の親族）が婚姻の取消しの訴えを提起した場合、当該第三者は当該訴訟手続における当事者であるが、身分関係の当事者ではない。

第 1 単位事件類型に応じた国際裁判管轄の規律

1 婚姻・離婚に関する訴えの国際裁判管轄

(1) 単位事件類型としての婚姻・離婚に関する訴え

婚姻の無効及び取消しの訴え、離婚の訴え、協議上の離婚の無効及び取消しの訴え並びに婚姻関係の存否の確認の訴えについては、これらが夫婦間の婚姻関係そのものの形成又は存否の確認を目的とするという共通性に鑑み、「婚姻・離婚に関する訴え」という一つの単位事件類型として管轄規定を設けることを提案している。なお、(注1)のとおり、この「婚姻・離婚に関する訴え」は、外国法において上記事件類型に相当すると解されるものを含む趣旨である。

ただし、この単位事件類型の中でも、離婚の訴えは、実体法上、協議離婚が認められ（民法第763条）、和解並びに請求の放棄及び認諾が認められている（人事訴訟法第37条第1項本文）など、当事者の意思に基づいて身分関係の帰すうを決すること（いわば任意処分性）が認められているという特殊性を有するため、(注1)として、離婚の訴えについて、その特殊性を踏まえた特則を設ける必要があるか否か（例えば、離婚の訴えに限り合意管轄を認めること等が考えられる。）について、引き続き検討することを提案している。

また、後記(3)カのとおり、(注2)として、婚姻の無効及び取消しの訴え並びに婚姻関係の存否の確認の訴えについて、婚姻挙行地を管轄原

因とする特則を設けるか否かについて引き続き検討することを提案している。

(2) 基本的な考え方の対立

ア 国際的な要素を有する婚姻・離婚に関する訴えについて、現在では、私人が私法上の行為を行う中心的な場所である住所に着目し、身分関係の当事者の住所地を基本的な管轄原因とすること自体には特段の異論がない。しかし、身分関係の当事者である原告の住所地につき、原告の住所地であるというだけでそこに管轄権を認めるか否かについて、基本的に異なる二つの立場がある。

一方の見解（以下「A説」という。）は、国際的な要素を有する事件においては、応訴の負担が重大なものとなり得ることに配慮し、被告の防御権をより十分に保障する必要がある（原告は準備をした上で訴えを起こすことができるのに対し、被告は十分な準備ができないままでも応訴を余儀なくされるという不公平を緩和する必要がある、また、被告は、最終的に理由のないものとされ得る訴えについても応訴せざるを得ないため、応訴のための手間等をできるだけ軽減する必要がある。）という考え方にに基づき、身分関係の当事者である原告の住所地はそれだけでは管轄原因とすべきでないとする。最高裁判所昭和 37 年(オ)第 449 号同 39 年 3 月 25 日大法廷判決・民集 18 卷 3 号 486 頁（以下「昭和 39 年最高裁判決」という。）は、A説に親和的であるとの指摘もある。

ただし、A説によっても、被告の住所地以外にも、国籍等の住所地以外の管轄原因に基づいて又はこれと原告の住所地とを組み合わせる管轄原因とすることができる。

イ 他方の見解（以下「B説」という。）は、人事訴訟事件においては、真実の身分関係の確認やその解消等を求める身分関係の当事者である原告の救済も重視すべきであり、身分関係の当事者である被告の住所地でなければ裁判ができないというのは、当該原告にとって過酷であるとする立場から、身分関係の当事者である原告の住所地についても、身分関係の当事者である被告の住所地と同等に扱い、それだけで管轄権を認めるべきであるとしている。

ウ なお、身分関係の当事者の一方が死亡している場合、身分関係の当

事者の住所地に代えて、その死亡時の住所地を管轄原因として認めるか否か（国内裁判管轄に関する人事訴訟法第4条第1項参照）という問題も存在する。

(3) 【甲案】の説明

ア 【甲案】①について

【甲案】①は、前記(2)のA説の見解に従って、身分関係の当事者である被告の住所が日本国内にあることをもって日本の裁判所の管轄権を認めつつ、身分関係の当事者である原告の住所が日本国内にあることのみでは日本の裁判所の管轄権を認めないことを提案するものである。なお、被告の住所が国内外のどこにも存在しない又は不明である場合には、被告の居所が日本国内にあれば日本の裁判所の管轄権を認めるべきであるとの議論が存在し、その点を引き続き検討することを（注5）として提案している。

また、（注4）のとおり、【甲案】①においては、第三者が提起する婚姻の取消しの訴え（民法第744条第1項等）など、身分関係の当事者である被告が複数存在する場合（人事訴訟法第12条第2項参照）については、後記第2の2の併合管轄に係る規律で対応することを想定している。

イ 【甲案】②について

(ア) 前記(2)のとおり、近時では、住所を基本的な管轄原因とすべきであるといわれているが、伝統的には、国家の国民に対する対人主権に基づき、身分関係の当事者の国籍を原則的な管轄原因として認めるという立場が有力であり、近時においても、身分関係の当事者双方が日本の国籍を有している場合には、日本の裁判所の管轄権を肯定する見解が有力であるとされている。法の適用に関する通則法（以下「通則法」という。）第25条が婚姻の効力について、夫婦の共通本国法を第一次的な準拠法としていることから、当事者双方が日本の国籍を有している場合には、日本と密接な関連性があると考えられることを示唆しているとの指摘がある。

(イ) 【甲案②】は、身分関係の当事者双方が日本の国籍を有している場合に、日本の裁判所の管轄権を認めるとする提案である。「国籍を有している」とは、日本の国籍を含む複数の国の国籍を有する場合

を含む趣旨である。

ただし、事案と日本との間の密接な関連性をより確保する観点から、身分関係の当事者双方がともに日本の国籍を有していることのみならず、当該身分関係の当事者である原告が日本に住所を有することを要求する意見もあることから、ブラケットを付して、身分関係の当事者である原告が日本に住所を有することを付加的要件とすることを提案した上で、(注6)として、このような付加的要件を要求すべきか否かについて引き続き検討することを提案している。

ウ 【甲案】③について

(ア) 【甲案】③は、最後の共通の住所が日本国内にあることをもって日本の裁判所の管轄権を認めることを提案するものである。最後の共通の住所のある地は、身分関係の当事者との関連性が深く、被告もその地が法廷地となり得ることを予測することができ、証拠方法が存在する蓋然性が高いことから、最後の共通の住所のある地を管轄原因とすることには合理性がある。

(イ) また、本部会において、最後の共通の住所のある地が日本であっても、身分関係の当事者の双方が既に日本に住所を有していない場合には、日本の裁判所に管轄権を認めるほどの関連性がないとの意見に特段の異論はなかったため、身分関係の当事者の一方（なお、【甲案】①により被告の住所が日本国内にあれば日本の裁判所に管轄権が認められるため、意味があるのは原告が日本に住所を有している場合となる。）が日本国内に住所（上記共通の住所である必要はない。）を有することを要求することを提案している。

エ 【甲案】④について

(ア) 婚姻・離婚関係事件においては、【甲案】①から③までの管轄原因に当てはまらない場合、日本の裁判所に管轄権が認められないが、この場合に、外国の国際裁判管轄の規律の在り方によっては、外国の裁判所にも管轄権が認められないことが考えられる。このようなときには、【甲案】①から③までの通常の管轄原因によっては管轄権を認めることができない場合でも、日本の裁判所に管轄権を認めるべき必要性があるときがあるとの指摘があり、そのような管轄は「緊急管轄」と呼ばれている。昭和39年最高裁判決は、原告の住所が日

本国内にあることを前提に、緊急管轄を認めたものであるとの評価もある。

【甲案】④は、婚姻・離婚関係事件について、原告の住所が日本国内にあることを前提に、このような緊急管轄の規定を設けることを提案するものである。

もともと、国籍管轄（【甲案】②）や最後の共通の住所のある地の管轄（【甲案】③）を認めることで過不足のない管轄原因を確保できるとの指摘や、後記第2の4において一般的な緊急管轄に係る規定を設ければ、そちらで対処できるとの指摘があるほか、真に緊急管轄を認めるべき事案については、規定がなくとも、解釈により日本の裁判所の管轄権を肯定することができ、それにより対処すべきであるとの指摘があるため、（注3）として、緊急管轄に類する規律を設ける必要があるか否かは、引き続き検討することを提案している。

- (イ) 緊急管轄の規定を設けるとした場合の規定の在り方については、一切の例示を設けずに抽象的な規定を設けることには批判もあり、緊急管轄を認めるべき場合として、昭和39年最高裁判決を参考に、①原告が遺棄された場合、②被告が行方不明の場合を具体的に例示すべきであるとの指摘もある。

しかし、①「遺棄」が一方当事者の有責性を含意する要件であって、管轄の有無の判断に当たり、離婚原因の有無そのものを判断することに近い判断をする必要が生ずることになる点で相当でない、②「行方不明」が広く認定されることで過剰な管轄原因となることにつながり得るとの指摘もあったため、【甲案】④ではこのような例示をすることは提案せず、（注3）として、このような規定を設けるとした場合の規定の在り方については引き続き検討することを提案している。

オ 被告の合意若しくは応訴に基づく管轄又はこれらに類する規律

- (ア) 本部会においては、国内裁判管轄において、人事訴訟事件は専属管轄とされており（人事訴訟法第4条）、国内裁判管轄においてすら合意管轄及び応訴管轄を認めていないのであるから、国際裁判管轄において合意管轄及び応訴管轄を認めるべきでないとの意見が多数であった。また、諸外国においても、合意管轄及び応訴管轄が認められている国はほとんどないとも指摘されている。

他方で、【甲案】①の管轄原因は、被告の応訴負担を考慮して、原告の住所が日本国内にあることのみでは日本の裁判所の管轄権を認めないこととしているのであるから、被告が日本の裁判所における審理及び裁判に応じることを表明している場合には、日本の裁判所に管轄権を認めてもよく、自庁処理（人事訴訟法第6条）が認められない国際裁判管轄においては、原告の住所が日本国内にあるときに限って、このような管轄を認める必要性もあるとの意見も存在した（注）。

合意管轄及び応訴管轄を認める意見に対しては、当事者の一方が法廷地ではない外国に住所を有するような事案においては、当該外国に住所を有する当事者の被る応訴負担は国内訴訟に比してはるかに大きいこと、世界的に国際私法（準拠法を選択する抵触法規）の統一が図られていない現状においては、法廷地の変更は、用いられる国際私法の変更を通じて準拠法となる実質法の変更を伴う可能性があることを踏まえると、形式的に当事者の意思に基づくからといって管轄権を認めることは、ときに当事者の予想を超えた結果をもたらすおそれがあることを危惧する指摘があり、また、例えば、被告の同意の有効性などをめぐって紛争が生じる可能性があることを懸念する指摘などがあった。また、原告となるべき当事者が日本国内に住所を有している場合、被告となるべき他方の当事者が日本の裁判所における審理及び裁判に同意しているのであれば、当該当事者から訴えを提起してもらうことで、被告の住所が日本国内にあるとして日本の裁判所に管轄権を認めることができるし、外国に住所を有する被告となるべき者が日本で裁判に応じる旨を表明している場合は、被告となるべき者が原告となるべき者の請求を争っていない場合がほとんどであると考えられ、そうであれば、後記第2の10のとおり、離婚に関しては、家事調停事件に係る国際的管轄について合意管轄を認めることを提案しているところ、それによって対応することが可能であるとの指摘もあった。

（注）本部会においては、訴えの提起前の合意に基づく合意管轄を認めるべきであるとの意見はなく、裁判の時点で当事者間に日本の裁判所において審理及び裁判をすることに争いが無い場合に限って日本の裁判所の管轄権を認めるべきであるとの意見があった。試案において「合意管轄又は応訴管轄に類する規律」とあるのは（試案第1の1、2、4、5(2)及び(3)）。

この見解を指す。

- (イ) 以上を踏まえ、試案では、婚姻・離婚に関する訴えに関して合意管轄及び応訴管轄を認めないことを提案しつつ、(注3)として、合意管轄又は応訴管轄に類する規律を設けるか否か及び設けるとした場合の規律の在り方につき、引き続き検討することを提案している。
- なお、ここでは、本来管轄権のない国に付加的に管轄権を認める規律のみを想定しており、本来管轄権を有する国の管轄権を排除する旨の合意を認めることは想定していない。

カ いわゆる「婚姻挙行地」を基準とした管轄権

- (ア) 本部会においては、【甲案】を支持する意見の一部に、婚姻の無効、取消しの訴えについては、婚姻挙行地には証拠方法（身分関係の当事者の周囲の者や婚姻に関与した官吏等）が存在する蓋然性が高いことなどを根拠に、日本において訴えに係る身分関係の当事者である原告の関与なく偽造の婚姻届が提出されたような場合を念頭に、当該原告が日本で訴えを提起することができるようにすべきであるとの意見があった。

他方で、①上記で指摘されているような証拠方法の実質的証拠価値は必ずしも高いとまでいえないこと、②そもそも偽造の婚姻届か否かや原告の関与の程度について、被告に争う機会を実質的に保障すべきであること、③婚姻挙行地を基準とした管轄を一般に認めると、原告の関与なく偽造の婚姻届が提出されたとされる事案以外の事案も管轄権が肯定される事案に広く含まれてしまうことなどから、婚姻挙行地を基準とした管轄を認めることには批判も強い。

- (イ) 以上を踏まえ、試案では、婚姻挙行地が日本であることを理由に日本の裁判所の管轄権を認める規律は設けないものとし、(注2)として、婚姻の無効及び取消しの訴え並びに婚姻関係の存否の確認の訴えについて、婚姻挙行地が日本であることを理由とする管轄を認めるか否かを引き続き検討することを提案している。「婚姻挙行地」の概念には議論があり得るが、(注2)の「婚姻挙行地」とは、本部会における議論を踏まえ、当該婚姻の届出をした地を意味することを前提としている。

なお、【甲案】において婚姻挙行地を基準とする管轄を採用する場

合、原告の住所が日本国内にあることを付加的要件として要求することが考えられる。

(4) 【乙案】の説明

ア 【乙案】①について

【乙案】①は、前記(2)のB説の見解に従って、身分関係の当事者である原告の住所が日本国内にある場合にも、それだけで日本の裁判所の管轄権を認めることを提案している。

なお、原告の住所が日本国内にあることを理由に日本の裁判所に管轄権を認めるためには、原告が一定期間以上日本国内に住所を有していることを要求すべきであるとする見解もあることから、(注7)として、このような限定をするか否かを引き続き検討することを提案している。

イ 【乙案】②について

【乙案】②は、【甲案】②と同様に、身分関係の当事者双方が日本の国籍を有している場合に、日本の裁判所の管轄権を認めるとする提案である。

なお、【乙案】②については、【乙案】①で身分関係の当事者である原告の住所が日本国内にあればそれだけで日本の裁判所の管轄権を認めることを提案しているため、身分関係の当事者である原告が日本国内に住所を有することを付加的要件としないこととしている。

ウ 【乙案】③について

【乙案】③は、【甲案】④と同様に、緊急管轄に類する規律を提案するものであるが、【乙案】においては、【乙案】①により、身分関係の当事者である原告の住所が日本国内にあればそれだけで日本の裁判所の管轄権が認められるため、身分関係の当事者が原告となる場合について緊急管轄に類する規律を設ける必要はなく、第三者が提起する婚姻の取消しの訴えなど、身分関係の当事者以外の者が原告となる場合を想定してこれを設けることを提案するものである。

【甲案】④と同様、このような規律の要否は、後記第2の4の一般的な緊急管轄の在り方とも関係するため、(注8)として、その在り方との関係も踏まえて引き続き検討することを提案している。

エ 最後の共通の住所地を基準とした管轄権

【乙案】では、【乙案】①で身分関係の当事者のいずれか一方の住所が日本国内にあれば、日本の裁判所の管轄権を認めることを提案しているため、【甲案】③のような管轄原因を認める意味はないことから、これに相当する管轄原因設けていない。

(5) 両案に従った場合の具体的な違い

【甲案】によれば、身分関係の当事者である原告は、【甲案】②から④までに該当しなければ、自らが日本に住所を有していても日本の裁判所で裁判をすることができないのに対し、【乙案】によれば、原告は、後記第2の5の特別の事情による訴えの却下がされる例外的な場合を除き、自らが住所を有する日本の裁判所で裁判ができることになる。

逆に言えば、【乙案】によれば、被告は通常、原告の住所がある国での裁判を強制されることになり、外国裁判の承認における間接管轄の要件（民事訴訟法第118条第1号）を通じて、外国の裁判所での裁判を余儀なくされ得るということができる。

(6) 離婚又は婚姻の取消しに伴う親権者指定等の処分について

人事訴訟法は、第二章「婚姻関係訴訟の特例」の中で、婚姻の取消しの訴え又は離婚の訴えを認容する場合における親権者の指定、子の監護権者の指定その他の子の監護に関する処分、財産の分与に関する処分等の取扱いについて定めている（同法第32条）。

国際裁判管轄が問題となる場合についても、同条に類する規律を設けることが考え得るところ、この点に関しては、後記第2の2を参照されたい。

2 財産分与事件の国際裁判管轄

(1) 単位事件類型としての財産分与事件

日本の民法上の財産分与を念頭においた場合、一般に、財産分与には、清算的要素、扶養的要素及び慰謝料的要素の三要素が含まれていると説明されている。しかし、上記三要素が含まれるとはいうものの、清算的要素が中心的要素であること、上記三要素を明瞭に区分することは困難であると考えられることから、単位事件類型としては、財産分与事件という単一の単位事件類型を設けることを提案している。

なお、外国法が準拠法となる場合で、当該外国法における「財産分与」の中心的要素が扶養的要素であるときなどは、そもそも単位事件類型の解釈又は当てはめにおいて、財産分与事件としてではなく、扶養関係事件として単位事件類型の解釈又は当てはめがされることがあり得る。

離婚の訴え又は婚姻の取消しの訴えの附帯処分として申し立てられる場合については、第2の2で後述する。

(2) 財産分与の法的性質と管轄原因

財産分与については、その内容から財産関係としての性格も有するところではあるが、法律（日本の民法）上も事実上も、財産分与は婚姻の取消し又は離婚の効果の一内容（婚姻関係の清算の一環）というべきであり、当事者もその意識が強いといわれている。このことからすれば、財産分与事件については、婚姻・離婚に関する訴えと同じ管轄原因を規定すべきであり、本文でも、婚姻・離婚に関する訴えと同じ管轄原因とすることを提案している。

なお、婚姻・離婚に関する訴えにおいて【甲案】を採用すれば、財産分与事件についても【甲案】を、婚姻・離婚に関する訴えにおいて【乙案】を採用すれば、財産分与事件についても【乙案】を採用することになると考えられる。

(3) 財産所在地国の管轄権

ア 財産所在地管轄の肯否

日本の民法を念頭に置けば、財産分与は、現存する夫婦の財産を個々に分割するための制度ではなく、個々の財産に着目してされるものではないから、財産分与の対象となる財産が日本国内にあることをもって日本の裁判所の管轄権を認めることには、理論的な問題がある。

他方、夫婦が離婚等に際しいったん財産分与を行ったものの、その後、財産分与の際に明らかになっていなかった財産分与の対象となる財産の存在が判明したような事案を念頭に、財産分与の対象となる財産が日本国内にある場合にも日本の裁判所に管轄権を認めることが便宜であるとの指摘もあり得る。なお、本部会においては、財産分与の対象となる財産が日本国内にある場合にも日本の裁判所の管轄権を認めるべきという意見においても、例えば日本国内にある財産分与の対象となる財産の価額の大小等によって日本の裁判所の管轄権を認めるべき場合を限定したり、また、財産分与の対象となる財産が日本国内

にあることをもって日本の裁判所に管轄権が認められる場合、日本の裁判所のした財産分与の裁判の効力は当該財産にしか及ばないと考えべきであるとの意見もあった。

イ 試案の説明

本文においては、前記アのような考え方を踏まえ、財産分与の対象となる財産が日本国内にあることをもって日本の裁判所に管轄権を認めることは提案していない。

もつとも、財産所在地にも管轄を認めるニーズが存在するとの指摘もあったことを踏まえ、(注3)として、財産所在地の管轄原因を認めるか否か、認めるとした場合の規律の在り方を引き続き検討することを提案している。

3 年金分割事件の国際裁判管轄

(1) 単位事件類型について

規定を設けるとする【甲案】における単位事件類型としては、厚生年金保険法第78条の2第2項に規定する請求すべき按分割合に関する処分の審判事件を設定している。すなわち、日本の年金に関する厚生年金保険法を準拠法とするいわゆる年金分割制度のみを対象とする規定である。

なお、請求すべき按分割合に関する処分の審判事件の根拠となる法律の規定が厚生年金保険法第78条の2第2項のみとなるのは、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」(平成24年法律第63号)の施行(平成27年10月1日)後であるが、便宜上、現段階でも同規定のみを挙げておく。

(2) 試案の説明

【甲案】は、日本の年金における請求すべき按分割合に関する処分の審判事件については、その裁判は、年金記録における標準報酬の改定又は決定等、我が国の行政行為の原因になること(厚生年金保険法第78条の6、第78条の7)等を理由に、外国の裁判所の管轄権を認めるべきではないとして、日本の裁判所の専属管轄とすることを提案するものである。

これに対して、【乙案】は、日本の年金における請求すべき按分割合に

関する処分の審判事件の管轄権の所在についても、外国の年金制度における年金を分割等する制度についての管轄権の所在と同様に、解釈に委ねるべきであるとして、規定を設けないことを提案するものであるが、本部会においては、厚生年金保険法第78条の2第2項に規定する請求すべき按分割合に関する処分の審判事件は、その性質に鑑みれば、規定を設けなくても、当然に日本の裁判所が管轄権を有するものと解釈されることとなるとの指摘もあった。

4 実親子関係事件の国際裁判管轄

(1) 基本的な考え方

実親子についての身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴えが、当事者対立型の争訟性のある事件類型であり、同訴えについても、前記1(2)で述べた基本的な考え方の対立があると考えられるため、基本的に、婚姻・離婚に関する訴えと同様の考え方が妥当すると解されており、本部会においてもこの基本的な考え方について異論はなかった。

したがって、試案の【甲案】及び【乙案】では、婚姻・離婚に関する訴えにおける【甲案】及び【乙案】と概ね同様の規定を提案している。そこで、実親子についての身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴えについても、婚姻・離婚に関する訴えにおいて指摘した論点等と同様の議論が妥当するため、それらの点について引き続き検討する（注2から4まで、6）。

(2) 身分関係の当事者の死亡時の住所を基準とした管轄権（【甲案】②）

ア 日本法においては、例えば、後記イのとおりいわゆる死後認知の訴え（民法第787条ただし書、人事訴訟法第12条参照）のように、身分関係の当事者が死亡していることを前提とした訴えや実親子関係の存否の確認の訴えのように身分関係の当事者が死亡した後も提起することができるものと解されているものがある。このような日本法の建前を踏まえ、【甲案】②は、実親子についての身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴えにおいて、身分関係の当事者が死亡したときに、いずれの国の裁判所にも管轄権が認められない事態が生じないようにするため、規律を設けたものである。そして、【甲案】②は、訴えを提起する者の違いに応じて更に一及び二の場合に分けて規定している。

イ 【甲案】②一は、いわゆる死後認知の訴え（例えば、子が、父の死亡後に検察官を被告として提起する認知の訴え（民法第 787 条ただし書、人事訴訟法第 12 条参照）の場合等、身分関係の当事者の一方が原告である場合において、他の一方が死亡していたときに、その死亡した者の住所を基準として管轄権を認める規定である。

なお、【甲案】②一が、上記のように、いずれの国にも管轄権が認められない場合を避ける趣旨の規律であることから、本部会では、身分関係の当事者として被告となり得た者が複数いる場合においては、そのうちの一人が死亡したときは、残りの被告を基準として管轄権を定めれば足りるとする意見が多数であった。したがって、【甲案】②一の「他の一方が死亡し」とは当該者が複数いる場合は、当該者の全てが死亡することを意味することを想定している。

例えば、父を定めることを目的とする訴え（人事訴訟法第 43 条）において子が原告となる場合についてみると、母の配偶者及びその前配偶者のいずれも死亡したときに、「他の一方が死亡し」ということになることを想定している。

ウ 【甲案】②二は、身分関係の当事者以外の者が訴えを提起した場合、身分関係の当事者全てが死亡したときに、いずれの国の裁判所にも管轄権が認められない事態が生じないようにするため、身分関係の当事者のうちのいずれかの住所を基準として管轄権を認める規定である。

例えば、認知者の妻である X が原告として提起する認知無効の訴え（人事訴訟法第 2 条第 2 号）についてみると、認知者である Y 及び認知された子である Z のいずれもが死亡した場合に、その死亡した者のうちのいずれかの住所を基準として管轄権を定めることとなる。

エ 民法上の嫡出否認の訴えにおいて、親権を行う母が被告となる場合の母の地位については、学説上、子の法定代理とする見解、訴訟代位とする見解等、争いがあるが、【甲案】②一の「他の一方」及び二の「当該訴えに係る身分関係の当事者」は、上記親権を行う母を含むものとしての提案である。

また、【甲案】②一及び二は、父を定めることを目的とする訴え（人事訴訟法第 43 条）について、(i) 母の前配偶者が原告となる場合において、母の配偶者が死亡したときは、身分関係の当事者である訴外の子が生存していたとしても、【甲案】②一が適用され、(ii) 母が原告と

なる場合において、母の配偶者及びその前配偶者が死亡したときであっても、身分関係の当事者である訴外の子が生存していたとしても、【甲案】②二が適用され、管轄権が定められることを想定している。

なお、日本法を前提にすると、【甲案】②一及び二が適用される場面は、被告が複数となることは想定されない(人事訴訟法第12条第2項、第3項等参照)。

(3) 身分関係の当事者の国籍を基準とした管轄権 (【甲案】③, 【乙案】②)

ア 【甲案】③及び【乙案】②は、身分関係の当事者の国籍を管轄原因とするものであるが、事件と日本との間の密接な関連性をより確保する観点から、身分関係の当事者双方が日本の国籍を有することを要件とするものである。

イ この提案に対しては、学説上、身分関係の当事者の一方が日本の国籍を有していれば足りるとする見解があるところ、本部会においてもこれと同様の意見があった。この意見は、①実親子についての身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴えが、戸籍の記載に関して親子関係を確定する必要から提起される場合があること、②通則法の規定(第28条及び第29条)の在り方を根拠とするものである。試案は、(注5)として、身分関係の当事者の一方が日本の国籍を有していれば足りるとするか否かは、引き続き検討することを提案している(なお、この点は、試案第1の5(2)から(4)までにおいても同様に問題となりうるものと考えられる。)

(4) 最後の共通の住所を基準とした管轄権 (【甲案】④)

【甲案】④は、訴えに係る身分関係の当事者双方の最後の共通の住所が日本国内にあることをもって日本の裁判所に管轄権を認めるものである(前記1(3)ウ参照)。この点については、例えば、認知の訴えにおいては、当該身分関係の当事者が共に生活していること(当該身分関係の当事者双方の最後の共通の住所があること)が考えにくいのではないかとこの意見があった。

(5) その他

試案では規律を設けていないが、関連する単位事件類型として、嫡出否認の訴えの特別代理人の選任の審判事件(家事事件手続法別表第一の

59の項)があるところ、この事件の裁判管轄については、その性質に鑑み、嫡出否認の訴えの裁判管轄に準ずるものとして解釈されることを想定している。

5 養親子関係事件の国際裁判管轄

(前注) 養親子関係事件の単位事件類型の全体について

試案は、養親子関係事件について、想定される当事者やその利害対立の状況等に鑑み、単位事件類型を、「養子縁組の成立を目的とする審判事件」(後記(1))、「養親子についての身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴え」(同(2))、「離縁を目的とする訴え」(同(3))、「特別養子縁組の離縁を目的とする審判事件」(同(4))及び「死後離縁を目的とする審判事件」(同(5))に分類し(各単位事件類型に含まれる事件については、それぞれの項を参照。)、それぞれについて管轄原因を定めている。

(1) 養子縁組の成立を目的とする審判事件

ア 試案は、養親となるべき者又は養子となるべき者のいずれかの住所が日本国内にあるときに日本の裁判所に管轄権を認めるものである。

養子縁組の成立を目的とする審判事件では、基本的に養親及び養子の利害が対立することではなく、養親となるべき者又は養子となるべき者のいずれかの住所が日本国内にあれば、日本の裁判所が養親となるべき者の適格性や養親子関係の適合性等の審査・判断をするのに格別支障が生ずることはないと考えられること等を根拠とするものである。

イ なお、試案は、「特別養子縁組」を養子縁組のうち養子とその実方の血族との親族関係が終了するものとされるものと定義しているが、本部会において、単位事件類型を画する概念としては、上記のような捉え方ではなく、養子縁組のうち「子の保護が重視される事件」といった捉え方をすべきであるとの意見があったが、この意見については、「子の保護が重視される事件」であるか否かという基準は曖昧であるとの指摘が考えられる。

(2) 養親子についての身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴え

ア 試案は、養親子についての身分関係の形成又は存否の確認を目的と

する訴えについて、実親子についての身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴えの【甲案】及び【乙案】と同様の規律を設けるものである。これは、養親子についての身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴えが、親子に関する身分関係の形成又は存否の確認を目的とする点等において、実親子についての身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴えと同様であるとの理由に基づくものであり、本部会においても異論がなかった。

養親子についての身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴えについても、実親子についての身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴えにおいて指摘した論点等について引き続き検討する（注2から4まで）。

イ なお、日本法を前提とすると、養親が原告として提起する、養子が15歳未満である場合の離縁の訴え（民法第815条）においては、被告が、離縁後に養子の法定代理人となるべき者となるが、この者も、試案における「当該訴えに係る身分関係の当事者」に含まれる趣旨である。

(3) 離縁を目的とする訴え

試案は、離縁を目的とする訴えについて、婚姻・離婚に関する訴えの【甲案】及び【乙案】と同様の規律を設けるものである。これは、養親子についての離縁を目的とする訴えが、身分関係の解消を目的とする点等において、離婚の訴えと類似するとの理由に基づくものであり、本部会においても概ね異論がなかった。

離縁を目的とする訴えについても、婚姻・離婚を目的とする訴えにおいて指摘した論点等について引き続き検討する（注2から5まで）。

(4) 特別養子縁組の離縁を目的とする審判事件

ア 試案は、特別養子縁組の離縁を目的とする審判事件について、離縁の訴えの【甲案】及び【乙案】と同様の規律を設けるものである。これは、特別養子縁組の離縁を目的とする審判事件が、身分関係の解消を目的とする点において、離縁を目的とする訴えと類似すると考えられるとの考えに基づくものであり、本部会においても概ね異論はなかった。

なお、【甲案】における「申立てに係る身分関係の当事者（申立人を

除く。)」とは、日本法を前提とすると、身分関係の当事者である養親及び養子から申立人を除いたものをいい、養子が申立人の場合には養親を、実父母又は検察官からの申立ての場合には養親及び養子を指す。

また、特別養子縁組の離縁を目的とする審判事件についても、離縁を目的とする訴えにおいて指摘した論点等と同様の議論が妥当するため、それらの点について引き続き検討する（注2、3、5及び6）。

イ なお、本部会においては、試案に対し、特別養子縁組の離縁を目的とする審判事件が公益性を有していることを前提として、より管轄権を広く認めるべきであるとの意見もあった。

(5) 死後離縁を目的とする審判事件

試案は、一般的には、申立人（縁組の生存当事者）の住所が日本国内にあれば、日本の裁判所が最も適切に当該離縁の適否を判断し得ると考えられること、死亡した縁組の当事者が最後の住所を日本国内に有していた場合にも日本の裁判所において必要な資料を収集し、離縁の適否を判断するのが相当である場合があることなどに基づくものである。

6 子の監護又は親権に関する審判事件の国際裁判管轄

(1) 本部会の議論等

ア 試案は、子の監護又は親権に関する審判事件について、子の住所が日本国内にある場合には日本の裁判所に管轄権を認めるものとしている。同事件については、裁判所が、子の利益を保護するために、後見的な立場から迅速に処理する必要があることから、子の住所が日本国内にあれば日本の裁判所が判断するのが相当であると考えられることによるものであり、本部会においては概ね異論がなかったが、子の利益を保護する観点から、子の居所が日本国内にある場合にも日本の裁判所に管轄権を認めるべきであるとの意見もあった（なお、後記(3)も参照）。

イ なお、本部会においては、子の監護又は親権に関する審判事件においては、特に合意管轄を認めるべき場合があるとの意見があった（注2）。この意見は、当該事件について管轄権を有する国において審判がされていることを前提に、子が、将来、当該国以外の国に行くことが

予定されている場合には、あらかじめその行き先である国においても審判を得ておく必要があるとして、合意管轄が認められるべきであるというものである（例えば、ある国で面会交流に関する審判がされているが、子が、将来、日本に行くことが予定されている場合、日本においても面会交流の機会を得られるようにするため、あらかじめ日本においても面会交流に関する審判を得ておく必要があるというもの。）。

試案は、上記意見が主張する合意管轄に係る規定を設けてはいないが、これは、①子の監護又は親権に関する審判事件については、前記アのとおり、裁判所が後見的な立場から迅速に処理することが必要であるところ、そのような機能を十分に果たすことができるのは、子が住所を有する地の裁判所であると考えられること、②上記意見のいう「あらかじめ審判を得ておく必要がある」場合につき、明確な基準を設けることは困難であると考えられることなどの理由に基づくものである。

(2) 離婚等と併せてされる親権者指定との関係に着目した管轄原因について

国内訴訟においては、離婚又は婚姻の取消しの場合に親権者の指定を必ず行わなければならないとする民法第819条、第749条の規定に関し、婚姻の取消し又は離婚の訴えに係る請求を認容する判決をする場合、親権者の指定についての裁判をしなければならないとされている（人事訴訟法第32条第3項）。

しかし、国際的な要素を有する訴えの国際裁判管轄について、試案では、婚姻・離婚に関する訴え（試案第1の1）と、子の監護又は親権に関する審判事件（試案第1の6）とで、異なる管轄原因に係る規律を提案している。そうすると、例えば、準拠法上、離婚又は婚姻の取消しの場合には親権者の指定を必ず行わなければならないとされている場合であっても、子の住所地が外国にある等の事情があるときには、日本の裁判所に婚姻の取消し又は離婚の訴えの管轄権は認められるものの、親権者の指定の管轄権は認められないといった事態が生じることとなる。

この点に関し、上記の事態を回避するため、子の監護又は親権に関する審判事件について、試案における管轄規律の提案（子の住所地国）に加え、子の福祉に適うことを要件とした上で、婚姻の取消し又は離婚の訴えの管轄地国にも管轄権を認めるべきであるとの意見がある。この点については、併合請求（併合申立て）等における管轄権の規律（試案第

2の2④)と関連して問題となる(後記第2の2参照)。

(3) 緊急管轄について

試案は、子の住所が国内外のどこにも存在しない又は不明である場合、一般的な緊急管轄の考え方により対応することなどを想定しているが、子の利益の保護の観点からすると不十分であり、子の監護又は親権に関する審判事件については、子の利益に配慮し、日本の裁判所に管轄権を認める緊急管轄の規定を別途設けるべきであるとの意見があった。

7 子の財産の管理に関する処分の審判事件の国際裁判管轄

(1) 【乙案】は、第三者が子に与えた財産の管理に関する処分の審判事件が子の監護又は親権に関する審判事件に含まれることを前提に、規律を設けないとするものである。

これは、第三者が子に与えた財産の管理に関する処分の審判事件が、当該子の財産に対する親権による管理が及ばない場合、適切な管理をすべき者がいないときにされるものであり、当該子の監護の在り方の問題と密接に関わるものであると考えられること、第三者が子に与えた財産が日本国内にあったとしても、子の監護又は親権に関する審判事件とは独立して日本の裁判所に管轄権を認めるまでの必要性に乏しいとの認識に基づくものである。

(2) 【甲案】は、第三者が子に与えた財産が日本国内にある場合にも、当該子の住所が日本国内にある場合と同様、日本の裁判所に管轄権を認める必要性があるとの理由に基づくものである。

8 都道府県の措置についての承認等の審判事件の国際裁判管轄

試案は、都道府県の措置についての承認等の審判事件の国際裁判管轄について、規律を設けないものとしている。都道府県の措置についての承認等の審判事件については、①そもそも外国法が準拠法となる同様の事件を含むこととした上で、一般的な単位事件類型を想定することが困難であること、②児童福祉法上の事件であって、その性質上、公法的な性質を有するものであり、日本の裁判所に当該事件の申立てがあった場合には、当然に日本の裁判所が管轄権を有するものと考えられること、③実質的にも、

都道府県の措置についての承認等の審判事件が、虐待等の行為が行われるなどした状況を踏まえて判断されるものであることを踏まえれば、それらの行為が行われた日本の裁判所において審理がされるべきであり、規定を設けなくとも、当該事件については日本の裁判所が管轄権を有するものと解釈されるものと考えられることから、上記のと通りの提案としている。

9 扶養関係事件の国際裁判管轄

試案は、扶養関係事件に係る国際裁判管轄について、①扶養義務者となるべき者に対する手続保障の観点から、扶養義務者となるべき者（申立人となる場合を除く。）の住所が日本国内にある場合に日本の裁判所に管轄権を認めるとともに、②扶養権利者の利益を保護する必要があると考えられていること、諸外国でも扶養権利者の住所を管轄原因とする法制が多いことから、扶養権利者となるべき者（子の監護に要する費用の分担の処分の審判事件の場合にあってはその子を監護する者又はその子）の住所が日本国内にある場合には日本の裁判所に管轄権を認めることとしている。

なお、②において、子の監護に要する費用の分担の処分の審判事件の場合にあってはその子を監護する者又はその子の住所が日本国内にあれば日本の裁判所に管轄権を認めているのは、監護親と子の住所地が異なる場合に子の利益を保護すること等の理由によるものである。

10 相続に係る審判事件の国際裁判管轄

(1) 単位事件類型の説明

単位事件類型としての「相続に係る審判事件」に含まれる事件を一覧にすれば、別紙1のとおりとなる。これらは、いずれも、相続に係る事件であることから、基本的に同一の単位事件類型に含まれるものと考えられることができる。

なお、遺言書の検認事件（家事事件手続法別表第一の103の項）について、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む「遺言書の検認事件」を単位事件類型として国際裁判管轄の規律を設けると、当該単位事件類型に、その結果が実体的な遺言の効力にまで影響を及ぼす性質の事件も含まれ得るとし、日本の家事事件の手続を前提にすると日本の裁判所においてそのような手続をすることは困難であるとして、日本で採ることのできる手続について明確性を担保するため、

遺言書の保全的な意義を有する日本の民法上の遺言書の検認事件に限った単位事件類型を設け、国際裁判管轄に係る規律を設けるべきである(例えば、日本の裁判所は、当該事件について、遺言書が日本国内にあるときは、管轄権を有するものとする。)とする指摘がある。

(2) 試案の説明

ア 被相続人の住所地等に基づく国際裁判管轄(試案①)

(7) 相続開始の時ににおける被相続人の住所

試案①は、日本の裁判所は、相続に係る審判事件について、相続開始の時ににおける被相続人の住所が日本国内にあるときは、管轄権を有するものとしている。

これは、相続に係る審判事件については、基本的に、審判に必要な資料は被相続人の生活の本拠に所在することが多いと考えられることなど、相続開始の時ににおける被相続人の住所地は、事件関係者に密接な関係があり、当事者及び裁判所にとって審理に便利な地であると考えられることによる。

(4) 相続開始の時ににおける被相続人の居所等

試案①は、日本の裁判所は、相続に係る審判事件について、相続開始の時ににおける被相続人の住所がない場合又は住所が知れない場合にはその居所が日本国内にあるとき、居所がない場合又は住所が知れない場合には日本国内に最後に住所を有していたときに、管轄権を有するものとしている(なお、上記において「住所がない場合」、「居所がない場合」とは、日本国内のみならず、外国にも「住所」、「居所」を有しない場合を意味する。)

これは、相続に係る審判事件は、被相続人の財産の承継をめぐる紛争という面において財産権上の訴えに係る訴訟事件に近い性質をも有すると考えることができることから、財産権上の訴えの国際裁判管轄に関する民事訴訟法第3条の3第12号、第3条の2第1項と同様の管轄原因を設けるものすることによる。

(ウ) 被相続人の死亡よりも前に申立てをすることができる事件類型について

ところで、相続に係る審判事件のうち、被相続人の死亡よりも前に申立てをすることができる事件類型について、被相続人の死亡後

に申立てがされる場合は（注3）、前記（ア）及び（イ）における説明が当てはまる。

しかし、相続に係る審判事件のうち、被相続人の死亡前に申立てをすることができる事件類型について、被相続人の死亡前に申立てがされる場合は、未だ相続は開始しておらず、相続開始の時ににおける被相続人の住所や居所が存在しない。

そこで、試案①は、括弧書において、裁判所は、相続に係る審判事件について、被相続人の死亡前に申立てをすることができる事件にあっては、被相続人の死亡後に申立てをする場合を除き（すなわち、被相続人の死亡前に申立てがされる場合は）、被相続人の住所が日本国内にあるとき、国内外に住所がない場合又は住所が知れない場合にはその居所が日本国内にあるとき、国内外に居所がない場合又は居所が知れない場合には申立て前に日本国内に住所を有していたときに、管轄権を有するものとしている。

（イ） その他の論点

家事事件手続法は、相続に係る審判事件の中には、遺産の分割の審判事件が係属している場合における寄与分を定める処分の審判事件、限定承認の場合における鑑定人の選任の審判事件等、これらの事件の暫定的、付随的な性質等を考慮し、基本となる事件が係属する裁判所等の管轄に属するものとしているものがある。

相続に係る審判事件の国際裁判管轄についても、同様の考え方に基づき、前記（ア）から（ウ）までとは異なる管轄とすることも考えられることから、（注2）として、この点について引き続き検討することを提案している。なお、相続放棄の申述等については、（注10）を参照。

イ 遺産に含まれる財産の所在地に基づく国際裁判管轄（試案②）

（ア） 前提

本部会においては、遺産に含まれる財産が日本国内にある場合は、当該財産について利害関係を有する者が日本国内にすることが考えられ、一般的に、日本の裁判所により、当該利害関係を有する者の保護に配慮した適切な事件処理がされることを期待することができ、また、相続財産の管理や清算について、日本の裁判所における手続をとることにより、その実効性を確保し易いといった利点があ

る。そこで、この場合には、相続に係る審判事件について日本の裁判所に管轄権を認めるべきであるとの意見があった。もっとも、何の限定をすることなく、遺産に含まれる財産が日本国内にあるからといって、相続に係る審判事件について、日本の裁判所に管轄権を認めることは過剰な管轄を認めることになるとの意見があった。

相続に係る審判事件の国際裁判管轄については、一定の事件類型について、遺産に含まれる財産の所在地を管轄原因とすべきとする見解や遺産に含まれる財産の所在地であることと他の要素とを組み合わせる管轄原因とすべきとする見解がある。

試案においては、以上を踏まえ、「遺産に含まれる財産の所在地」に基づく管轄を認めるか、仮に認める場合には、具体的にどのような規律とすべきかについて、【甲A案】、【甲B案】、【乙案】の三案を掲げている。

(イ) 試案②【甲A案】

- a 【甲A案】は、相続に係る審判事件について遺産に含まれる財産が日本国内に所在するときに日本の裁判所に管轄権を認めるものとした場合の利点を強調し、日本の裁判所は、遺産に含まれる財産が日本国内にあるときに、管轄権を有するものとしつつ、ただし書において、日本国内にある当該財産の価額が著しく低い場合には管轄権を認めないとする案である。

これは、遺産に含まれる財産が日本にありさえすればそれが僅少な財産であっても日本の裁判所が相続に係る審判事件について管轄権を有するものとした場合、遺産に含まれる財産のほとんどが外国にあるときは、遺産全体の承継の在り方を問題とする相続に係る審判事件について、日本の裁判所が適切な判断をすることは期待できないものと考えられるし、当該財産以外の遺産に含まれる財産の存在に照らせば、当該事件と日本との間に密接な関連があるものと評価することは困難であることなどを考慮したものである（民事訴訟法第3条の3第3号参照）。

- b なお、試案②【甲A案】に対しては、ただし書のような規律を設けることはせず、事案の個別事情を考慮して、特別の事情による申立ての却下（第2の5参照）によって対処すべきであるとする意見もあった（注5）。

(ウ) 試案②【甲B案】

a 【甲B案】は、相続に関する審判事件は、一般的には遺産全体に関わるものとはいえるが、それに含まれる事件の中には、専ら遺産に含まれる特定の財産の管理や評価を目的としているとみることができる事件があり、そのような事件については、遺産に含まれる財産が日本国内にある限り日本との間に密接な関連があるということができるとの観点から、一定の事件について、遺産に含まれる財産があるときは、日本の裁判所に管轄権を認めるとする案である。

試案②【甲B案】は、上記のような評価をすることができる審判事件として、相続財産の保存又は管理に関する処分、財産分離、相続人の不存在の場合における相続財産の管理に関する処分及び遺言執行者の選任の各審判事件を掲げている。

b なお、試案②【甲B案】に対しては、過不足なく事件類型を選び出していないのではないかと、との指摘が考えられることから、この点については引き続き検討する（注6）。

また、本部会においては、【甲B案】が遺産に含まれる財産の管理や評価を目的とする事件類型については、その裁判の効力は性質上日本国内にある当該財産についてのみ効力を有するのではないかと、との指摘があった。【甲B案】は、当該効力の及ぶ範囲については、解釈に委ねることとしているが、この点については引き続き検討する（注7）。

(I) 【乙案】

【乙案】は、遺産に含まれる財産が日本国内にあることをもって、日本の裁判所が管轄権を有するものとする旨の規律は設けないとする案である。

これは、試案①において、裁判所は、相続に係る審判事件について、被相続人の相続開始の時ににおける住所が日本国内にあるときは、管轄権を有するものとしているところ、通常、遺産に含まれる財産は、被相続人の相続開始の時ににおける住所地に所在することが多いと考えられることから、これに加えて、遺産に含まれる財産の所在地に管轄権を認める必要性に乏しいと考えられること、【甲A案】及

び【甲B案】のように、遺産に含まれる個別の財産が日本国内にあるときに日本の裁判所に管轄権を認めるものとするのは、相続が、被相続人の財産全ての承継を問題とするものであることとの整合性につき、疑問が生じ得ること、【甲A案】及び【甲B案】において引き続き検討するものとしている諸点について、適切な要件を設けたり、事件類型を適切に列挙したりすることは困難であると考えられることを理由とする案である。

(オ) 試案②の各案の関係

【甲A案】は、相続に係る審判事件に含まれる事件について、遺産に含まれる財産が日本国内にあるときに、日本の裁判所に管轄権を認める場面について、当該財産の価額に着目した国際裁判管轄の規律を設けるものとしているところ、必ずしも、相続に関する審判事件に含まれる事件全てについて、同様の規律を設けなければならないものではなく、裁判所は、相続に関する審判事件に含まれる審判事件のうち特定の種類の事件に限り、遺産に含まれる財産の価額に着目しつつ、遺産に含まれる財産の所在地に管轄権を認める規律を設けるということも考えることができる。

さらに、例えば、遺産に含まれる財産の管理がされることが想定される特定の種類の事件については、裁判所は遺産に含まれる財産が日本国内に所在するときは、日本の裁判所が管轄権を有するものとするなどの明文の規律を設けるものとしつつ、他の種類の事件については明文の規律を設けないものとするなど、【甲A案】、【甲B案】を組み合わせた規律とすることも考えることができる（注4）。

ウ 遺産の分割に関する審判事件の合意管轄（試案③）

(7) 試案③の説明

試案③は、遺産の分割は、身分行為として公益性があるものではないが、相続人間の協議によって行うことが可能なものであり、その権利義務の帰すを任意に処分することができる性質を有するものであるとの観点から、遺産の分割に関する審判事件（遺産の分割、遺産の分割の禁止及び寄与分を定める処分。家事事件手続法別表第二の12の項から14の項まで）について、合意により、日本の裁判所に遺産の分割に関する審判の申立てをすることができるものとする案である。

なお、試案③は、応訴管轄（民事訴訟法第12条参照）については、認めないことを前提としており、また、専属的合意管轄を許容する趣旨ではない。

(イ) その他の論点

試案③については、管轄権に関する合意の主体、方式、合意の時期等の要件の在り方について引き続き検討する。また、本部会においては、合意管轄を認めることにより過剰に日本の裁判所の管轄権が認められることを防止するために申立人の住所が日本国内にあること等の付加的な要件を要するものとすべきであるとの意見があったことを踏まえ、この点について引き続き検討する（注9）。

エ 推定相続人の廃除の審判又は取消しの審判の確定前の遺産の管理に関する処分の審判事件の国際裁判管轄（試案④）

試案④は、推定相続人の廃除の審判事件又は推定相続人の廃除の審判の取消しの審判事件（注10）が既に係属している場合（民法第895条第1項前段）には、例えば、遺産の処分の禁止又は占有移転の禁止を命ずる審判、相続財産の管理人を選任して遺産の管理を命ずる審判等の、遺産の管理に関する処分は、当該係属している審判事件における審判のために保全的にされるものであり、遺産の管理に関する処分として、遺産の管理人を選任した場合には、当該遺産の管理人をして係属中の上記審判事件の手続を引き継がせることとなることに鑑み、試案①及び②の規律にかかわらず、日本の裁判所は、推定相続人の廃除の審判又は取消しの審判の確定前の遺産の管理に関する処分の審判事件について、推定相続人の廃除の審判事件又はその取消しの審判事件が日本の裁判所に係属しているときに限り、管轄権を有するものとする案である。

オ 「10 についての後注」の内容

(7) 試案①及び②の適用を排除し固有の管轄原因のみに基づく国際裁判管轄を認めるべき事件

試案④のほかに、例えば、遺言執行者に対する報酬の付与、遺言執行者の解任及び遺言執行者の辞任の許可の審判事件については、日本において当該遺言執行者を選任した場合には、試案①及び②の規定を排除し、日本の裁判所の管轄権を認めるものとする等の規律

を設けることが考えられる。しかし、このような規律を明文で設けなくても、当然にこのような規律となるものと理解されると考え、規律は不要であるとするとも考えられるが、この点については引き続き検討する。

(イ) 試案①及び②に付加して固有の管轄原因に基づく国際裁判管轄も認めるべき事件

例えば、相続の放棄の申述の受理の審判事件について、相続開始の時における被相続人の住所が日本国内にあるときなど試案①の場合に管轄権を有するものとするほかに、相続人の住所地が日本国内にあるときにも、当該申述を認めるべき必要性が高く、事件と日本との間に密接な関連性があるものとするのであれば、日本の裁判所は、相続の放棄の申述の受理の審判事件について、相続人の住所地が日本国内にあるときは、管轄権を有するものとする旨の規律を、試案①及び試案②の規律の適用に加え、管轄原因を付加するものとして設けることも考えられる。

11 成年後見等に関する審判事件の国際裁判管轄

(1) 単位事件類型の説明

ア 「成年後見等」とは、成年後見、保佐又は補助を指すものであるところ（注1）、単位事件類型としての「成年後見等に関する審判事件」に含まれる事件を一覧にすれば、別紙2のとおりとなる。

イ 試案は、成年後見等に関する審判事件のうち、後見等開始の審判事件（家事事件手続法別表第一の1の項、17の項及び36の項）及び後見等開始の審判の取消しの審判事件（同法別表第一の2の項、20の項及び39の項）を除いた審判事件について、「保護措置に関する審判事件」と表現している。

ウ なお、単位事件類型の在り方については、成年後見等と未成年後見は、いずれも法定後見であることから、「成年後見等に関する審判事件」に含まれる事件と後記12の「未成年後見に関する審判事件」に含まれる事件を併せて1つの単位事件類型を設けることも考え得る。試案は、この点についても、引き続き検討することを前提としている（注2）。

(2) 通則法の規定

成年後見等に関する審判事件のうち、後見等開始の審判事件については、その国際裁判管轄について、現行法上、明文の規定が設けられている。すなわち、通則法第5条は、裁判所は、成年被後見人、被保佐人又は被補助人となるべき者が日本に住所若しくは居所を有するとき又は日本の国籍を有するときは、日本法により、後見開始、保佐開始又は補助開始の審判をすることができる旨規定しているところ、同条は、後見等開始の審判について、その原因及び効力の準拠法について、いずれも日本法によるものとするとともに、後見等開始の審判事件について、成年被後見人等となるべき者が日本に住所若しくは居所を有する場合又は日本の国籍を有する場合に、日本の裁判所に管轄権を認めるものである。

もともと、現行法においては、後見等開始の審判の取消しの審判事件及び保護措置に関する審判事件の国際裁判管轄については、明文の規定が設けられておらず、解釈に委ねられている。

(3) 試案の説明

ア 前提

成年後見、保佐及び補助を併せて「成年後見等」として単位事件類型を設定した趣旨は、成年後見、保佐及び補助は、いずれも、事理を弁識する能力を欠く又はその能力が不十分である者を保護する制度であることから、成年後見等としてまとめることができると考えられたことによるものである。

また、成年後見等の開始の審判事件、成年後見等の開始の審判の取消しの審判事件及び保護措置に関する審判事件を併せた単位事件類型を設定した趣旨は、通則法においては、成年後見等に関する審判事件のうち、後見等開始の審判事件の国際裁判管轄についてのみ明文の規定が置かれているところ、成年後見等については、一般に、後見等開始による行為能力の制限と保護措置とは密接な関連性を有しており、後見等開始の審判事件についてのみ日本の裁判所の管轄権が認められ、保護措置に関する審判事件については日本の裁判所に管轄権が認められないような事態又はその逆の事態が生ずるのは相当でないと考えられることから、保護措置に関する審判事件についても新たに国際裁判管轄の明文の規定を設けることを前提に、後見等開始の審判事件と同一の単位事件類型に含めることとしたものである。

イ 成年被後見人等となるべき者又は成年被後見人等の住所又は居所に基づく国際裁判管轄（試案の一）

試案の一は、後見等開始の審判事件については、後見等開始の審判による行為能力の制限が、成年被後見人等の保護という観点に加えて成年被後見人等と取引を行う第三者の保護という公益的な機能を有するものである点に鑑みると、成年被後見人等となるべき者の住所又は居所が日本にあるときは、日本の裁判所が管轄権を有するものとすべきものと考えられることから、通則法第5条の規定する内容を維持するものである。また、後見等開始の審判の取消しの審判事件及び保護措置に関する審判事件については、成年被後見人等の住所又は居所が日本にあるときは、当該事件と日本との間に密接な関連性が認められることから、新たに、成年被後見人等の住所又は居所に基づく国際裁判管轄の規律を設けるものである。

ウ 成年被後見人等となるべき者又は成年被後見人等が日本の国籍を有することにに基づく国際裁判管轄（試案の二）

試案の二は、日本国外に居住している日本の国籍を有する者であっても、日本に財産を有し、親族が日本に居住するなど、日本においてその者及び利害関係人の保護について考慮をする必要がある場合があり得ること、日本国外に居住している日本の国籍を有する者についても、常に、後見等開始の審判を経た上で成年後見人等を選任・監督することができれば、当該者の保護に資すること、外国に居住する日本の国籍を有する者に対して後見等開始の審判を行う場合には、当該者に対する陳述の聴取や鑑定を当該者が一時的に日本に帰国した際に実施することのほか、司法共助等を得て手続を行うことなどの方法をとることにより可能であるものと考えられることなどに鑑みると、外国に居住する日本の国籍を有する者について、成年後見等に関する審判事件について日本の裁判所に管轄権を認めることが適切であると思われることから、後見等開始の審判事件については、通則法第5条の規定する内容を維持し、後見等開始の審判の取消しの審判事件及び保護措置に関する審判事件については、新たに、申立人の国籍に基づく管轄、いわゆる本国管轄を認めるものとする規律を設けるものである。

なお、試案の二は、複数の国籍を有する者について、その国籍のうちの1つとして日本の国籍を有する場合を含むものである。

エ 日本において成年被後見人等について後見等開始の審判があったことに基づく国際裁判管轄（試案の三）

試案の三は、後見等開始の審判事件と同審判事件を除く成年後見等に関する審判事件とは密接な関連性があるものと考えられることによる。

試案の三の規律により保護措置に関する審判事件について、日本の裁判所に管轄権が認められる場合としては、例えば、日本で後見等開始の審判を受けた日本の国籍を有する者が、その後、外国へ住所を移し、かつ、日本の国籍を失った場合や、日本で後見等開始の審判を受けた外国人が、その後、外国へ住所を移した場合が考えられる（注4）。

(4) その他の論点

ア 外国でされた成年後見等に関する審判の承認と後見等開始の審判の取消しの審判事件及び保護措置に関する審判事件の国際裁判管轄との関係

(7) 前提

外国の裁判所でされた成年後見等に関する審判の日本における効力、すなわち、当該審判が日本において承認され得るか否かについては、通則法が制定された際には、特段の規定が設けられなかった。したがって、現行法の下では、外国でされた成年後見等に関する審判の日本における効力（承認可能性）については、解釈に委ねられており、個別の事案ごとに判断がされることになる。

そして、外国の裁判所でされた成年後見等の開始の審判が日本において承認され得るか否かについては、未だ、理論及び実務の両面から規律が確立されているとまではいい難いと考えられ、現時点において、これを肯定する見解又は否定する見解のいずれか一方を採用する旨の結論に直ちに至ることは極めて困難であると考えられる。

そこで、試案は、上記の承認の可否については、現行法の下における状況と同じく、引き続き、解釈に委ねることを前提としている。

(1) 考えられる帰結

仮に、外国でされた成年後見等に関する審判が日本において承認されないことがないとして解釈する場合、後見等開始の審判の取消しの審判事件及び保護措置に関する審判事件について、日本でされた後見

等開始の審判に引き続くもののみしか存在しないものと考えるときは、試案の一及び二に基づいて、後見等開始の審判の取消しの審判事件及び保護措置に関する審判事件について日本の裁判所に管轄権が認められるものはないと考えることもできる。

また、仮に、外国でされた成年後見等に関する審判が日本において承認されることがあり得ると解釈しても、外国で開始された成年後見等について、例えば、成年後見等の事務の監督の審判や、成年後見人等に対する報酬の付与の審判など、日本の裁判所が審判をすることが必ずしも適当ではない審判事件があると考えられる。このとき、後見等開始の審判の取消しの審判事件及び保護措置に関する審判事件の全部又は一部については、日本の裁判所の管轄権を認めない規律とする考え方、日本において後見等開始の審判がされたときに限り管轄権を認める規律とする考え方、試案のとおり日本の裁判所の管轄権は基本的に認めるものとするが、申立てに係る事件の性質等を考慮する特別の事情による申立ての却下の規律によって（後記第2の5参照）、個別の事案に対応するという考え方があり得る。

試案は、以上の問題点についても、引き続き検討することを前提としている（(11)についての後注）参照。

イ いわゆる緊急管轄を認めるものとする規律について

試案における内容の規律を設けるのみでは日本に管轄権が認められる場合が過少であると評価するのであれば、いわゆる緊急管轄（後記第2の4参照）を認める内容の規律として、例えば、裁判所は、試案に規定する場合のほか、外国人について、日本における成年後見等の事務を行う者がいないときなど、当該外国人又はその財産の保護のために必要があるときは、成年後見等に関する審判事件について、管轄権を有するものとするなどの規律を設けることも考えられる。

しかし、通則法第5条は、成年後見等開始の審判事件の国際裁判管轄について、管轄原因を国籍及び住所又は居所とする規律であるところ、後見等開始の審判事件について、上記のようないわゆる緊急管轄を認めるものとする内容の規律を設ける場合は、通則法第5条の規律する内容のうち国際裁判管轄に係る部分について、実質的に変更を加えることになる。今般、緊急管轄に係る規定を設け、成年後見等開始の審判事件の国際裁判管轄について通則法第5条における規律に変更

を加えることについては、具体的にその必要性を基礎付ける事実があるのか否かについては議論があるものと考えられることから、試案においては、上記のような、いわゆる緊急管轄に係る規律を明文をもって規定するものとはしていない。

12 未成年後見に関する審判事件の国際裁判管轄

(1) 単位事件類型について

単位事件類型の在り方については、成年後見等と未成年後見は、いずれも法定後見であることから、前記11の「成年後見等に関する審判事件」に含まれる事件と「未成年後見に関する審判事件」に含まれる事件を併せて1つの単位事件類型を設けることも考え得る。試案は、これらの点についても、引き続き検討することを前提としている（(注)参照）。

(2) 試案の内容

ア 前提

試案は、(注)で掲記した各審判事件は、いずれも、未成年後見に関わる事件であることから、これらを含む一つの単位事件類型を設定するものである。

イ 未成年被後見人の住所又は居所に基づく国際裁判管轄（試案の一）

試案の一は、未成年後見は、成年後見と同じく法定後見であり、未成年後見に関する審判事件の国際裁判管轄については、基本的には、成年後見等に関する審判事件の国際裁判管轄の管轄原因に関する議論が妥当すると考えられるところ、成年後見等に関する審判事件について、日本の裁判所は、成年被後見人等となるべき者又は成年被後見人等の住所又は居所が日本国内にあるときは、管轄権を有するものとしていることに対応するものである。また、試案の一は、未成年被後見人の状況を最もよく知ることができるのは、未成年被後見人の住所地の裁判所であると考えられることにも基づく。

ウ 未成年被後見人が日本の国籍を有することに基づく国際裁判管轄（試案の二）

試案の二は、外国に居住する者であっても、日本の国籍を有する者であれば、日本の裁判所としてその保護の要請に応えるべき要請が働

くものと考えられ、また事件と日本との間に密接な関連性も認められると考えられることによるものである。

試案の二は、複数の国籍を有する者について、その国籍のうちの1つとして日本の国籍を有する場合を含むものである。

エ 日本において未成年被後見人の選任の審判があったことに基づく国際裁判管轄（試案の三）

試案の三は、未成年後見に関する審判事件の国際裁判管轄について、仮に、未成年被後見人の住所若しくは居所（試案の一）及び国籍（試案の二）のほかに、「日本において後見人選任の審判があったこと」を管轄原因とする規律を設けないものとした場合、例えば、日本において未成年後見人の選任の審判がされたにもかかわらず、その後、未成年被後見人の住所又は居所が日本にはなくなり、かつ、当該未成年被後見人が日本の国籍を有しない場合に、当該未成年後見人の解任や当該未成年後見人に対する報酬の付与等の審判事件について、日本の裁判所が管轄権を有しないこととなるおそれが生じるところ、このような事態は、未成年後見制度の実効性を阻害するものであり相当ではないと考えることができることによる。

なお、外国で未成年後見人が選任された場合には、例えば、未成年後見の事務の監督の審判や、未成年後見人又は未成年後見監督人に対する報酬の付与の審判など、日本の裁判所が審判をすることが必ずしも適当ではない審判事件があるとも考えることもできる。この考え方を踏まえつつ、未成年後見については、通常の事件に係る時系列として最初に位置付けられる、①養子の離縁後に未成年後見人となるべき者の選任の審判事件及び②未成年後見人の選任の審判事件について試案の一及び二と同じ規律に服せしめるものとしつつ、未成年後見等に関する審判事件のうち①及び②を除く審判事件の全部又は一部について、裁判所は、日本において、当該事件に係る養子の離縁後に未成年被後見人となるべき者の選任の審判又は未成年後見人の選任の審判がされたときに限り、管轄権を有するものとする（一部についてこのような規律を設ける場合、その余の事件については、試案の一及び二と同じ規律に服せしめるものとする。）旨の規律とすることも考えられる。

試案は、この点について、引き続き検討することを前提としている（(12)についての後注）参照）。

(3) その他の論点

未成年後見に関する審判事件についても、成年後見等に関する審判事件における検討と同じく、いわゆる緊急管轄を認めるべきかどうかを問題とし得るところであるが、試案においては、未成年後見に関する審判事件について、いわゆる緊急管轄に係る規律を明文をもって規定するものとはしていない。

13 任意後見に関する審判事件の国際裁判管轄

(1) 任意後見契約の委任者の住所又は居所に基づく国際裁判管轄

試案は、任意後見契約の委託者の状況等を把握するための審判資料の収集や委託者の負担の便宜を考慮し、任意後見契約の委任者の住所又は居所が日本国内にあるときは、日本の裁判所に管轄権を認めるものである。

(2) その他の論点

ア 本国管轄

任意後見契約に関する法律（以下「任意後見契約法」という。）の規律に照らせば、任意後見は、その機能とするところは後見の一種であると評価することができることから、日本の裁判所は、任意後見に関する審判事件について、任意後見契約の委任者が、日本の国籍を有するときは、管轄権を有するものとする規律を設けることも考えることができる。

しかし、一般に、委任者による代理権授与行為を基礎とした任意後見は、裁判所等の公的機関が法令に基づいて後見人等を選任する法定後見とはその性質が異なるものということができ、委託者が日本の国籍を有することをもって、直ちに日本と事件との間に、日本に管轄権を認めるべき類型的な密接な関連性があるということとはできないものとも考えることもできる。そこで、試案においては、任意後見契約の委任者が日本の国籍を有するときであっても、日本の裁判所に管轄権を認めるものとはしていない。

イ 任意後見契約の受任者又は任意後見人の住所又は居所に基づく国際裁判管轄

任意後見契約の委任者の住所又は居所が日本国内にない場合であ

るにもかかわらず、任意後見契約の受任者又は任意後見人の住所又は居所が日本国内にあることのみをもって、任意後見契約に係る審判事件について日本の裁判所が管轄権を有するものとするものについては、日本の裁判所が委任者の状況を適切に踏まえ、その保護に資する審判等を行うことができるか疑問の余地があり、管轄原因として過剰であると考えられることができる。

そこで、試案においては、任意後見契約の受任者又は任意後見人の住所又は居所が日本国内にあるときであっても、日本の裁判所の管轄権を認めるものとはしていない。

ウ 日本において任意後見契約の登記がされていることに基づく国際裁判管轄

(ア) 日本で任意後見契約の登記がされている場合は、任意後見契約の委任者が日本で任意後見に関する審判をすることを期待していることから、この期待を保護すべきであると考えた上で、日本の裁判所に管轄権を認めるべきであるとする指摘がある。仮にこのような規律を設けた場合、日本の裁判所は、任意後見契約の委任者の住所又は居所が日本国内になくても、任意後見契約の登記さえされていれば、任意後見契約に関する審判事件について、管轄権を有することとなる。試案は、この点について、引き続き検討することを前提としている（注2）。

(イ) しかし、後見登記等に関する法律によって登記がされるのは、任意後見契約法に基づく任意後見契約であるから（後見登記等に関する法律第5条、第1条参照）、任意後見契約の登記がされていることを国際裁判管轄の管轄原因又はその要素とする規律を設けた場合、日本の裁判所が管轄権を有し得る任意後見に関する審判事件は、日本法である任意後見契約法に基づくものに限られることを示す規律となる。このような規律の内容は、外国法において任意後見に関する審判事件に相当するものと解されるものを含むものとする単位事件類型の設定との整合性が問題となる。そこで、試案は、任意後見に関する審判事件について、日本において任意後見契約が登記をされているとしても、そのことをもって日本の裁判所が管轄権を有するものとはしていない。

エ 日本において任意後見監督人の選任がされたことに基づく国際裁判

管轄

例えば、任意後見契約の効力を発生させるための任意後見監督人の選任、任意後見監督人が欠けた場合における任意後見監督人の選任及び任意後見監督人を更に選任する場合における任意後見監督人の選任の各審判事件については、試案と同じ規律に服せしめるものとしつつ、任意後見に関する審判事件のうち上記各審判事件を除く審判事件の全部又は一部（例えば、任意後見監督人に対する報酬の付与の審判など）について、日本の裁判所は、日本において、当該事件に係る当該事件に係る任意後見契約の効力を発生させるための任意後見監督人の選任、任意後見監督人が欠けた場合における任意後見監督人の選任又は任意後見監督人を更に選任する場合における任意後見監督人の選任の審判がされたときに限り、管轄権を有するものとする（一部についてこのような規律を設ける場合、その余の事件については、試案と同じ規律に服せしめるものとする。）旨の規律とすることも考えられる。

しかし、任意後見に関する審判事件のうち、そのような管轄原因の限定を行うことが相応しい事件を過不足なく抽出することが可能であるかどうかについては、議論があり得ると考えられることから、試案においては、そのような規律を設けるものとはしていない。

オ 明文の規律を設けることの是非等

試案及び前記アからエまでの論点は、いずれも、任意後見に関する審判事件の国際裁判管轄について、明文の規律を設けることを前提としている。

しかし、任意後見の法的性質については、契約に基づくものであるとも考えられ、通則法においては、「任意後見」を単位法律関係とする固有の明文の規定は設けられていないことなどから、国際裁判管轄について、特に規定を設けないものとするべきであるとする指摘がある。他方で、日本において、外国法を準拠法とする任意後見に関する事件の申立てがされることは考え難いとして、試案とは異なり、日本の任意後見契約に関する法律に基づく審判事件のみに関する規定を設けるべきであるとする指摘もある。試案は、これらの点について、引き続き検討することを前提としている（注2）。

14 失踪の宣告の審判事件及び失踪の宣告の取消しの審判事件の国際裁判管

轄

(1) 通則法の規定

失踪の宣告の審判事件については、その国際裁判管轄について、現行法上、明文の規定が設けられている。すなわち、通則法第6条第1項は、裁判所は、不在者が生存していたと認められる最後の時点において、不在者が日本に住所を有していたとき又は日本の国籍を有していたときは、日本法により、失踪の宣告をすることができる旨定めているところ、同項は、失踪の宣告の原因及び効力の準拠法について、いずれも日本法によるものとするとともに、失踪の宣告の審判事件について、不在者が生存していたと認められる最後の時点において、不在者が日本の国籍を有していたとき又は日本に住所を有していたときに、日本の裁判所の管轄権を認めるものである。他方で、現行法においては、失踪の宣告の取消しの審判事件の国際裁判管轄については、明文の規定が設けられておらず、解釈に委ねられている。

(2) 試案の説明

ア 失踪の宣告の審判事件の国際裁判管轄（試案①及び②）

試案①は、通則法第6条第1項の規定の内容のうち国際裁判管轄に関する規律の内容を維持するものである。

試案②は、通則法第6条第2項の規定の内容のうち国際裁判管轄及び審判の効力に関する規律の内容を維持するものである。

試案①及び②によると、不在者が日本に住所を有しない外国人である場合には、試案①により日本の裁判所に管轄権が認められることはないが、そのような場合であっても、当該不在者の財産が日本にあるとき又は当該不在者に関する法律関係が日本に関係があるときは、日本の裁判所に失踪の宣告の審判事件の管轄権が認められることになる（ただし、失踪の宣告の効力は限定される。）。

イ 失踪の宣告の取消しの審判事件の国際裁判管轄（試案③及び④）

試案③は、失踪の宣告を受けた不在者が、生存していたと認められる最後の時点において日本国内に住所を有していたときは、日本と事件との間に密接な関連があるということができ、また、日本の国籍を有する者の生死は戸籍に反映される重要な問題であるところ、失踪者が失踪宣告により死亡したとみなされる時点とは異なる時点で死亡していたことが判明した場合は（民法第32条第1項参照）、失踪者が既

に死亡していることから管轄原因の時的要素を現在（審判時点）とすることはできないため、失踪者が実際に死亡した時点（失踪者が生存していたと認められる最後の時点）を時的要素として、日本国内に住所を有していたとき又は日本の国籍を有していたときは、日本の裁判所に管轄権を認めるものとするものである。

試案④は、失踪の宣告の効果が一定時点における不在者の死亡の擬制である場合（民法第31条参照）、その効果が実際の事実関係とは異なること、すなわち、失踪者が生存していたこと又は失踪者が失踪の宣告により擬制された死亡の時点とは異なる時点に死亡していたことが判明した場合は、日本の裁判所において当該失踪の宣告の審判をしたのであれば、日本の裁判所において当該審判を是正するのが相当であると考えられること（試案④一）、生存が確認された失踪者の住所が現に日本にある場合、日本において外国の裁判所等でされた失踪の宣告を取り消すことができるものとするのが、当該失踪の宣告を受けた不在者（日本の民法上の失踪の宣告の取消しであれば、利害関係人を含む。）の便宜にかなない、また、日本の国籍を有する者の生死が戸籍に反映される重要な問題であることから（試案④二）、失踪の宣告を受けた不在者の生存が判明した場合について、当該不在者が現在において日本に住所を有するとき又は日本の国籍を有するときに日本の裁判所は管轄権を有するものとするものである。

(3) その他の論点

ア 失踪の宣告の取消しの審判事件におけるその他の管轄原因

失踪の宣告の取消しの審判事件については、試案②のような規律を設ける必要性が高いということはない。具体的には、例えば、外国で失踪宣告を受けた外国人がその財産の一部を日本国内に有する場合に、その財産との関係でのみ日本において当該失踪の宣告の取消しをすべき必要性が典型的に高いものとするのは困難である。

そこで、試案においては、失踪の宣告の取消しの審判事件について、そのような規律を設けるものとはしていない。

イ 失踪の宣告の取消しの審判の効力が及ぶ範囲

失踪の宣告の取消しの審判事件については、例えば、外国の裁判所等で失踪の宣告を受けた失踪者であってその財産の一部を日本国内に有する外国人が、日本において失踪の宣告の取消しの審判の申立てを

した場合における，失踪の宣告の取消しの審判の効力が及ぶ範囲について，失踪の宣告の審判事件に係る試案②と同様に，外国の裁判所等でされた失踪の宣告の取消しの場合の当該取消しの効力が及ぶ範囲についても，失踪者の一部の財産又は法律関係にのみ及ぶと整理することもできる。

しかし，失踪の宣告の取消しの審判の効力が及ぶ範囲を制限する規律を設けることに対しては，失踪の宣告の取消しの効力は当該失踪者の財産や法律関係全体に及ぶとした上で，その取消しの審判の外国における効力については，当該外国における承認の問題に委ねるものとすることもあり得，必ずしも，効力を限定する必要性があるということとはできないとも考えられることから，試案においては，上記のような規律を設けるものとはしていない。

15 不在者の財産の管理に関する審判事件の国際裁判管轄

(1) 試案の説明

試案は，不在者の財産の管理の実効性を確保する観点から，不在者の財産所在地が日本国内にある場合に，日本の裁判所に管轄権を認めるものである。

(2) その他の論点

ア 審判の効力の及ぶ範囲

不在者財産管理制度は，放置された不在者の財産について必要な措置をとることを可能にすることにその趣旨（意義）があり，そもそも，不在者の総財産を包括的に管理することが当然に予定された制度であるとはいえないものと考えれば，不在者財産管理人の管理権限の及ぶ範囲については，実体法上，外国に所在する財産には及ばないとする解釈があり得る。そこで，不在者の財産の管理に関する審判事件の国際裁判管轄の規律において，不在者の財産が日本国内にあるときは，「当該財産についてのみ」，日本の裁判所は管轄権を有するものとする，というように，不在者の財産の管理に関する処分の効力が日本国内にある不在者の財産についてのみ及ぶ旨を明示する規律を設けることも考えられる。

しかし，不在者財産管理人の権限の及ぶ範囲が外国に所在する財産に及ぶか否かについては，準拠法である実体法の解釈によるものとも

考えられ、外国に所在する財産に及ばないという解釈が、実務上及び学説上、直ちに争いのないものとなっている現状にあるということは困難であると考えられる（もっとも、仮に外国に所在する財産に及ぶと解釈するとしても、日本でされた裁判が当該外国において承認されるか否かという問題は残るものと考えられる。）。通則法は、不在者の財産の管理については、そもそも個別の規定を設けていないことから、その国際裁判管轄について、現行法を前提とするとしても、裁判の効力が限定されることを規定する通則法第6条第2項と類似の規律としなければならないわけではないと考えられる。

そこで、試案は、不在者の財産の管理に関する処分の審判の効力を限定する旨の明文の規律を設けるか否かについては、引き続き検討するものとしている（注2）。

イ 相続（特に遺産の分割）における不在者財産管理人の利用との関係

(7) 例えば、遺産の分割をする際に、相続人の一部が不在者である場合、実務上、不在者財産管理人を選任した上で遺産の分割の手続を進めることがあるところ、試案の規律内容によると、不在者の財産が日本国内になければ不在者財産管理人を選任することができないことから、不在者の財産が日本国内になくても、日本の裁判所の管轄権が認められるようにすべきであるとする指摘がある。

(4) しかし、本部会においては、不在者財産管理の制度は、本来的には、放置された不在者の財産について必要な措置をとることを可能にすることにその趣旨があるものであって、上記相続の場面における利用は、いわば便法であると評価をすることも可能であり、そのような管轄原因を明文をもって設けることについては、慎重な検討が必要であるとの指摘があった。また、仮に、管理が必要な不在者の財産が日本国内にはないにもかかわらず、日本の裁判所に不在者の財産の管理に関する処分に係る審判の管轄権を認めることとした場合、当該審判がされたとしても、外国に所在する財産については、不在者財産管理人による管理の実効性の確保には疑問があるほか、家庭裁判所が当該財産に係る管理状況を実効的に監督することは困難であると予想される。

そこで、試案においては、不在者の財産の所在地以外の管轄原因を認めるものとはしていないが、この点については引き続き検討す

る。

16 その他の家事事件の国際裁判管轄

(1) 戸籍法に規定する審判事件及び民法第 791 条に規定する子の氏の変更についての許可の審判事件

ア 試案の説明

(7) 【甲案】

【甲案】は、日本の国籍を有する者の登録簿である戸籍の記載に直接変動を及ぼすような審判事件及び戸籍事件についての日本の行政庁の処分を争う審判事件については、日本のみに管轄権を認めるべきものとする考え方に基づく。

(4) 【乙案】

【乙案】は、戸籍法に規定する審判事件及び民法第 791 条に規定する子の氏の変更についての許可の審判事件の国際裁判管轄については明文の規律を設けなくとも、解釈上、当然に日本の裁判所の管轄権があることを認めることができるとして、現在と同様に解釈に委ねるべきものとする考え方に基づく。

イ その他の論点

氏又は名の変更の許可に関する事件については、日本の国籍を有する者が外国で氏名変更の許可を受けたり、外国人が日本において氏名変更許可を受けたりする等の必要性があることを前提に、外国法上の氏名変更許可に関する事件を含む単位事件類型を設定し、当該単位事件類型について、本国管轄としたり、外国人が申立人となる場合は審判の効力の及ぶ範囲を日本に限定したりするなどの規律を設けることも考えられるところである。

しかし、試案においては、「戸籍法に規定する審判事件及び民法第 791 条に規定する子の氏の変更についての許可の審判事件」は、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含まない趣旨としている。これは、人の氏名が、当該人の国籍国の身分登録簿に記載されたり、国籍国における各種公証において用いられたりするなど、国籍国にとって重大な利害を持つことがらであることを踏まえ、日本の国籍を有する者の氏又は名の変更についての許可の審判事件の

管轄権を日本の裁判所に専属させるとともに（日本の国籍を有する者が外国で「戸籍法に規定する審判事件及び民法第 791 条に規定する子の氏の変更についての許可の審判事件」について許可を受けても、それは日本では承認されないこととなる。）、外国人の氏名を変更することを許可する内容の事件については、日本の裁判所が管轄権を有するものとはしないものとするべきであるとの考え方に基づくものである。

(2) 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律に規定する審判事件

ア 前提

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（以下「性同一性障害者特例法」という。）第 3 条第 1 項に定める性別の取扱いの変更の審判を受けた者は、民法その他の法令の規定の適用については、法律に別段の定めがある場合を除き、その性別につき他の性別に変わったものとみなされる（性同一性障害者特例法第 4 条第 1 項）。

イ 試案の説明

試案は、外国人が日本において性別の取扱いに関する裁判を受けることができるようにすべきか否か(国籍国の専属管轄とすべきか否か)について、仮に日本の裁判所が外国人についてその性別の取扱いの変更に関する裁判の管轄権を有するものとする明文の規律を設ける場合、①性別の取扱いの変更に関する裁判の準拠法、②外国人に対する性同一性障害特例法の適用の有無及び③日本でされた性別の取扱いの変更の裁判が外国において承認されるか否か（承認されない場合、日本と当該外国とで当該外国人の性別の取扱いが異なることになること、そのような事態を生じない法制とすべきか）といった論点についての考え方を整理する必要があるところ、これらの論点については、現在、いずれも解釈に委ねられており、学説上も議論が熟しているとは言い難いことや（なお、②の性同一性障害者特例法が外国人に対して適用されるか否か、については、性同一性障害者特例法の立法当時、十分かつ慎重な検討が必要となるものと整理されていた。）、実務上、日本において、性同一性障害者特例法に規定する審判事件を含め、性別の取扱いの変更に関する裁判の国際裁判管轄が問題となった場合が未だ具体的に把握されていないことから、明文の規律を設けるには事例の集積を待つべきであると考えられることによる。

(3) 生活保護法等に規定する審判事件

試案は、生活保護法上の生活保護は日本の行政上の措置であることから、当該措置に関連する審判事件についても当然に日本の裁判所の専属管轄と考えることができること、司法統計によると、平成 17 年から平成 25 年までの全家庭裁判所における生活保護法第 30 条第 3 項の事件及び同法第 77 条第 2 項の事件の新受件数は、いずれも 0 件であり、現状、申立てがほとんどないという状況であることを踏まえ、直ちにその国際裁判管轄について明文の規律を設ける必要はないと考えられることによる。

(4) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に規定する審判事件

ア 前提

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「医療観察法」という。）は、特定の刑法上の行為を行った者について、心神喪失を理由に不起訴処分又は無罪判決を受けこれが確定した場合及び心神耗弱を理由に不起訴処分又は刑を減輕する旨の確定裁判を受けた場合等に、裁判所が、検察官の申立てを受け、上記の者を医療を受けさせるために入院をさせる旨の決定をすることができる旨等を規定しているところ、退院の許可や医療観察法に基づく医療の終了の申立て等を行うことができる者の一人として保護者を規定し、このような保護者となるべき者及びその順位を定め、先順位の者が保護者の権限を行うことができないときは、次順位の者が保護者となるが、後見人又は保佐人がいない場合において、対象者の保護のため特に必要があると認めるときは、家庭裁判所が利害関係人の申立てによってその順位の変更及び保護者の選任をすることができることとしている（医療観察法第 23 条の 2 第 2 項）。

イ 試案の説明

試案は、医療観察法上の措置がいわば日本の行政上の措置であり、当該措置自体が日本においてしか効力を持たないものと考えられるところ、当該措置に係る保護者の選任等の審判事件についても、当然に日本の裁判所の専属管轄と考えることができることから、国際裁判管轄について明文の規律を設ける必要はないと考えられることによる。なお、平成 25 年法律第 47 号による改正後の医療観察法が平成 26

年4月1日に施行されているが、国際裁判管轄が問題となった事案は把握されていない。

(5) 夫婦財産契約に関する審判事件

試案は、夫婦財産契約に関する審判事件の国際裁判管轄については、他の単位事件類型に含まれると解釈する余地が全くないとははいえないと考えられるところ、例えば、国内土地管轄の規律のように、夫、妻のいずれの住所もないときに管轄が認められないことを意味する明文の規律を設けると、むしろ国際裁判管轄について解釈に基づく柔軟な対応が困難となることが考えられること、司法統計によると、平成17年から平成25年までの全家庭裁判所における新受件数は、夫婦の財産管理者の変更・共有財産の分割の事件については、平成22年1件、平成24年2件であり、破産法第61条の事件のうち乙類審判事件（平成25年1月1日以降は家事事件手続法別表第一に掲げる事項についての審判事件）については0件であって、申立てがほとんどないという客観的事情にあること等を踏まえ、明文の規定を設けるためには事例の集積を待つこととし、現時点においては解釈に委ねるものとしたものである。

(6) 破産法に規定するその他の審判事件

試案は、親権を行う者につき破産手続が開始された場合における管理権喪失の審判事件については、単位事件類型としての「子の監護又は親権に関する審判事件」に含まれ、破産手続における相続の放棄の承認についての申述の受理の審判事件については、単位事件類型としての「相続に係る審判事件」に含まれることを前提とすると、敢えて規律を設ける必要がないと考えられることによる。

(7) 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に規定する審判事件

試案は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（以下「中小企業経営承継円滑化法」という。）に規定する遺留分に関する民法の特例が日本の相続法制を前提とし、遺留分の算定に係る合意に効力が効力を生じるために必要となる家庭裁判所の許可は、経済産業大臣の確認（中小企業経営承継円滑化法第7条第1項）を前提とするなど、中小企業経営承継円滑化法に規定する審判事件は、日本の法制及び行政と密接に関連するものであることから、日本の裁判所の専属管轄であるものと解さ

れること、その国際裁判管轄が問題となった事案は、現在までに把握されていないことから、あえて明文の規律を設ける必要はなく、解釈に委ねることとしたものである。

(8) 「その他の家事事件の国際裁判管轄」に関するその他の論点

本部会においては、観念的には、日本法がおよそ前提としていない事件が外国法上存在し得、そのような事件の国際裁判管轄についての規律（いわゆるバスケット・クローズ）を、通則法第33条を参考に設けるべきであるという指摘があった。

しかし、日本法が前提としていないものの外国法上存在し得る事件については、日本法の立場から事件の具体的な性質をにわかに特定できない以上適切な管轄原因を設定することは困難ではないか、と考えられるほか、むしろ現在の裁判実務の現状を踏まえると、そのような日本法が必ずしも前提としていないような事件については、具体的な事件が提起された場合に、その性質等を考慮した上で、日本法が前提としている事件のいずれかに相当（類似）するものと解釈して、その国際裁判管轄の有無が判断されることになるのではないかと考えられる。そこで、試案は、上記バスケット・クローズを設けるものとはしていない。

第2 人事訴訟事件等の国際裁判管轄に関する一般的な規律の在り方

1 合意管轄・応訴管轄

試案は、人事訴訟事件及び家事事件は身分関係に係る事柄を対象とするものであり、公益的性格を有するため、基本的には、合意管轄及び応訴管轄を認めるべきではないと考えられることを踏まえ、合意管轄及び応訴管轄に関する一般的な規律は設けないことを提案するものである。国内裁判管轄でも、人事訴訟法は専属管轄とされ、家事事件手続法においても、応訴管轄及び応訴管轄を一般的に認めることとはされていない。

なお、試案は、個別の単位事件類型において、特に合意管轄及び応訴管轄を認めるべきであるとの議論があるものについては、それぞれの単位事件類型において検討することを前提としている。

2 併合請求（併合申立て）等における管轄権

(1) 通常の客観的併合・主観的併合における併合管轄（試案①及び②）

ア 試案①について

(7) 基本的な考え方

本部会においては、国際的な要素を有する人事訴訟事件については、広く併合管轄（個別の単位事件類型に係る管轄規律に従えば、ある請求等について日本の裁判所に管轄権がない場合であっても、当該請求と一個の訴え等でされる他の請求等について日本の裁判所に管轄権が認められるときには、当該管轄権のない請求等についても日本の裁判所の管轄権を認める規律）を認めるべきではなく、同一の身分関係を対象としている場合に限って併合管轄を認めるべきであるという指摘があった。また、主観的併合に関しては、例えば、身分関係の当事者でない第三者が提起する協議上の離婚の取消しの訴え（子が提起する父母の協議上の離婚の取消しの訴えなど）において身分関係の当事者双方が生存している場合等、固有必要的共同訴訟になる場合について、併合管轄を認める必要があるとの指摘があった。

試案①は、上記指摘を踏まえ、同一の身分関係に関する複数の請求をする場合に限り、主観的併合の場合も含め、併合管轄を認めることを提案するものである。ただし、「同一の身分関係」に該当しない場合についても、例えば、具体的な事案における請求相互の密接関連性があることを要件として併合管轄を認めるべきであるとの意見もあったことを踏まえ、（注1）として、この点につき引き続き検討することを提案している。

(4) 試案①に関する具体例の検討

a 試案①における「同一の身分関係」とは、人事訴訟法第25条における「同一の身分関係」と同様の概念を想定するものであり、例えば、同一の婚姻関係に係る婚姻の無効若しくは取消し、離婚又は協議上の離婚の無効若しくは取消しが、これに該当すると考えられる。

b 「同一の身分関係」とは、主観的併合においては、例えば、第三者の提起する他人間の婚姻の無効の確認の訴えにおける当該他人間の婚姻関係がこれに該当すると解される（注）。

これに対し、ある者がその配偶者の親の養子となっている場合における、配偶者からの離婚の訴えと配偶者の親である養親から

の離縁の訴えとは、その請求の目的が「同一の身分関係」に該当しないものと考えられるため、たとえ配偶者の親に対する暴力という同一の事実上の原因に基づく離婚請求及び離縁請求であったとしても、併合による管轄は認められない（国内管轄における人事訴訟法第5条とは異なる規律となる。）。

（注）本部会においては、共同縁組（民法第795条）の場合の離縁の訴えにおける養子と養親の双方との身分関係がこれに該当するか否かという問題提起があった。

共同縁組の場合の離縁又は縁組の無効については、養親の一方のみとの関係において離縁ができるのか、養親の一方のみとの離縁の無効があり得るのかについては争いがある。この点は、身分関係に係る実体法の解釈に委ねられる問題であると考えられるが、共同縁組における縁組を一体のものと解する（養子と養父、養母の三者関係を一体のものと解する）見解からは、共同縁組の離縁の訴え（例えば、養子が原告となり、婚姻関係にある養父と養母とを被告とする離縁の訴え）は固有必要的共同訴訟であると解することになると考えられるところ、同時に上記見解からは、共同縁組の関係全体（養子と養父、養母の三者関係全体）が「同一の身分関係」に該当すると考えられ、試案①の規律があれば、国際裁判管轄が認められないこととなる不都合は避けることができるものと考えられる。

イ 試案②について

(ア) 試案②は、家事審判事件についても、人事訴訟事件における試案①と同様の措置をとることを提案するものであるが、本部会においては、これまでに、国際的な要素を有する家事審判事件における併合管轄を認めるべき場合について、家事事件手続法の別表の各項に着目した規律を検討したが、具体的な提案に至ることができなかったため、（注2）として、その内容については引き続き検討することを提案している。

(イ) 例えば、家事審判事件で併合管轄を考える指標として、まず、家事事件手続法別表第一及び第二に列挙された各項の概念を使用し、当該項が同じである場合には、併合管轄を認めるとすることが考え得る。

この点について、項が同じである場合には、具体的な事件において、審判を求める事項（審判の対象）が同じ場合と異なる場合とが考えられる。審判を求める事項が同じである場合の具体例としては、①妻と子が申し立てる夫（父）の（成年）後見開始の審判の申立てや、②複数の扶養義務者間の扶養をすべき者の順位の決定の審判の申立て（例えば、A、B、Cのきょうだい間における、Aを申立人とし、B、Cを相手方とした、親Xを対象とする扶養義務の順位の決定の審判の申立て）が考えられる。このうち、上記①については、申立人が複数になる事案であるところ、成年被後見人となるべき者の住所若しくは居所又は国籍を基準とした管轄原因を提案しているため（前記第1の11）、併合管轄を認める必要はないものと考えられる。他方、上記②の場合は、管轄原因が区々となる可能性があるため、併合管轄を認める実益が存在する。

他方、審判を求める事項が異なる場合の具体例としては、①父及び母を同じくする数人の子についての親権者の変更の審判の申立て）、②離婚した夫婦A、Bにおいて、その子であるXの監護権者でないAが、Bを相手方として子の監護権者の変更を求めると共に、子の監護費用の分担の申立てをする場合（いずれも家事事件手続法別表第二の3の項の子の監護に関する処分の審判事件に属する。）がある。ただ、これらの場合に、そもそも併合管轄を認めてよいか否かには、議論があり得るものと考えられる。

さらに、同じ項の申立てではあるが、審判を求める事項が異なる場合としては、事実として全く関係の無い身分関係に関する場合が考えられる。極端な例では、全く無関係のAとBについて、Aの子Cについての親権者の変更の申立てとBの子Dについての親権者の変更の申立てという場合が考えられる。このような場合に、併合管轄を認めるべきでないことに異論はないものと考えられる（もっとも、この場合には、家事事件手続法第49条第3項の要件を充足しないと考えられる。）。

(ウ) さらに、家事事件手続法別表第一及び第二に列挙された各項の事項が複数にまたがる場合でも、併合管轄を認めるべき場合が存在するのではないかも問題となる。家事事件手続法別表第一及び第二に列挙された各項の事項が複数にまたがる場合の具体例としては、①離婚した夫婦の一方がその他方を相手方としてする、財産の分与に

関する処分の審判の申立てと請求すべき按分割合に関する処分の審判の申立て（もっとも、前記第1の3のとおり、当該事件については日本の裁判所の専属管轄とする又はその旨の明文の規定を設けないこととしても日本の裁判所の専属管轄と解釈することが可能であると考えられることも踏まえて管轄規定を設けないものとしているため、併合管轄の規律についての一般的な議論に関わらず、当該事件について併合管轄を認めるものとすることは妥当でないと考えられる。国際的な要素を有する財産権上の訴えに関しては、民事訴訟法第3条の10により、訴えについて法令に日本の裁判所の管轄権の専属に関する定めがある場合について、同法第3条の6（併合請求における管轄権）の規定の適用が排除されていることを参照。）や、②離婚した夫婦において、親権者でない一方が親権者である他方を相手方としてする、親権者の変更の申立て（親権に関する審判事件）と子の引渡しの申立て（子の監護に関する処分の審判事件）、③母が死亡している場合において、唯一の親権者である父が子を虐待しているとして、親族が請求する、親権喪失の申立て（親権に関する審判事件）とそれを前提とした未成年後見人の選任の申立て（未成年後見に関する審判事件）や、後見開始の審判の申立てと成年後見監督人の選任の申立て（成年後見に関する審判事件）が考えられる。これらの場合にも、併合管轄を認めるべきとの意見はあり得るものと考えられる。

ウ 家事調停事件における併合管轄について

家事調停事件における併合管轄については、試案において、具体的な記載をしていない。これは、基本的には、家事審判事件に関する試案②と同様に考えることができることに基づくものであるが、後記10のとおり、家事調停事件においては原則として合意管轄を認めることを提案していることなどとの関係も踏まえ、引き続き検討する。

(2) 関連損害賠償請求（試案③）

ア 本部会においては、国際裁判管轄においても、国内管轄（人事訴訟法第17条第1項後段、第2項）と基本的に同様に、人事訴訟に係る請求について管轄権を有する裁判所は、当該請求の原因である事実によって生じた損害の賠償に関する請求（関連損害賠償請求）についても管轄権を有するとの規律を設けるべきであるという点に異論はなかつ

た。

ただし、国内管轄については、主観的併合を伴う場合（人事訴訟の当事者以外の第三者に対して損害賠償請求をする場合）でも併合管轄を認めるとするのが判例（最高裁判所昭和31年(オ)第371号同33年1月23日第一小法廷判決・裁判集民事30号131頁）であるところ、国際裁判管轄については、応訴の負担が国内管轄の場合に比して著しく大きいことなどから、人事訴訟の当事者以外の者に対する請求の場合には、併合による管轄を認めるべきではないとの指摘があった。

試案③は、これらを踏まえ、被告側が主観的併合となる場合を除き、日本の裁判所が人事訴訟に係る請求について管轄権を有するときは、関連損害賠償請求についても日本の裁判所の管轄権を認めることを提案するものである。なお、試案③一は人事訴訟の提起時に併せて関連損害賠償請求をする場合に係る規律（国内管轄における人事訴訟法第17条第1項に相当する。）であり、試案③二は、人事訴訟の提起後、係属中に、関連損害賠償を請求する場合（人事訴訟の原告側からの請求のみならず、被告側からの請求を含む。）に係る規律（国内管轄における人事訴訟法第17条第2項に相当する。）である。

イ 他方で、関連損害賠償請求は、本来的には財産権上の訴えに係る請求に該当するため、人事訴訟の当事者以外の者に対する請求も、民事訴訟法の定める国際裁判管轄の規定（民事訴訟法第3条の3第3号、第8号など）によって、日本の裁判所が管轄権を有することがあり得、この場合、結局、両請求について日本の裁判所の管轄権が認められるから、被告側の応訴負担が過大とまではいけないとの指摘もあった。この指摘を踏まえ、上記民事訴訟法の規定と同様の要件で日本の裁判所の管轄権を認める旨の規定を人事訴訟事件の国際裁判管轄において設けるものとするか、国内の訴訟手続に関する人事訴訟法第17条第1項又は第2項により、家庭裁判所で併合審理することができるのであるからこのような規定は設けないものとするかについては、引き続き検討する。

(3) 附帯処分等（試案④）

ア 離婚の訴えに係る請求を認容する判決等における親権者の指定

(7) 問題の所在

国内訴訟においては、婚姻の取消し又は離婚の訴えに係る請求を

認容する判決をする場合、親権者の指定についての裁判をしなければならないとされている（人事訴訟法第32条第3項）。これは、離婚又は婚姻取消しをする場合には親権者指定を必ず行わなければならないとする民法第819条及び第749条の規定に係る規定である。

国際的な要素を有する人事訴訟において、上記国内管轄と同様の規律とすべきか否かについては、本部会においては、①日本においては離婚又は婚姻の取消しとそれに伴う親権者の指定とは必ず併せて行わなければならないとされているほどに密接な関連があるといえるのであるから、日本の裁判所が婚姻の取消し又は離婚の訴えの管轄権を有する場合には、常にそれに伴う親権者の指定について日本の裁判所の管轄権を認めるべきであるとの意見、②日本の裁判所が婚姻の取消し又は離婚の訴えについて管轄権を有する場合において、準拠法において離婚又は婚姻の取消しの場合に親権者の指定を必ず行わなければならないとされているときは、それに伴う親権者の指定をもできるようにすべきであるとの意見とに、意見が分かれた（注）。

（注）当初、離婚又は婚姻の取消しとそれに伴う親権者の指定とを必ず併せてしなければならないとされているのは、日本の民法の規定を背景とするものであるから、離婚又は婚姻の取消しとそれに伴う親権者の指定とは別個の問題であるため、国際裁判管轄の規律を考えるに当たっては人事訴訟法第32条第3項の規律を応用すべきではないとの意見もあったが、この意見に対しては、離婚又は婚姻の取消しの場合、親権者の指定を必ず行わなければならないとされている実質法が準拠法となった場合の処理に窮することになるとの批判があった。

また、子の監護又は親権に関する審判事件（ただし、子の監護に要する費用の分担に関する処分に関する審判事件を除く。）について、子の利益に適うことを条件として、日本の裁判所に離婚に関する訴えに係る管轄権がある場合にも管轄権を認める意見（前記第1の6参照）によれば、併合による管轄を認めなくても、日本の民法のように、離婚又は婚姻取消しとそれに伴う親権者の指定とを必要的としている場合について、親権者の指定を併せて行うことができるとの指摘もあった。

（イ） 試案の説明

試案④は、前記(ア)を踏まえ、日本の裁判所が婚姻の取消し又は離婚の訴えについて管轄権を有する場合には、それに伴う親権者の指定についても管轄権を有するとする規律(前記(ア)の①の見解)を提案するものである。なお、試案④による場合でも、具体的な事情によっては、後記5の特別の事情による却下の規律による却下の余地があり得る。

もともと、本部会においては、各国の法制は様々であり、日本の民法で離婚又は婚姻の取消しの場合について親権者の指定が必要的とされているように、例えば、諸外国では、それ以外の事項、すなわち離婚等に併せて、子の監護に関する処分等が必要的にされなければならないとされている法律も存在するなど、様々な法制の法律が準拠法となる可能性も考慮して、前記(ア)②の見解を支持する意見も多かったこと踏まえ、(注4)として、離婚等と何らかの処分とを同時にすることを必要的としている法が準拠法となる場合に限り、日本の裁判所が婚姻の取消し又は離婚の訴えについて管轄権を有する場合には、当該必要的とされている何らかの処分をもできることとする規律について、引き続き検討することを提案している(注)。

(注) なお、この規律を採用する場合、準拠法上、当該必要的であるとされている処分は、当該離婚等の一内容というべきものであるから、当該離婚等について管轄権があれば、当該処分について別途管轄権の有無を考慮の必要がないとする見解もある。この見解によれば、離婚の訴えに係る請求を認容する判決等における親権者の指定に係る併合管轄に関する規定は、そもそも不要である(設けるべきではない)ことになると考えられる。

イ 附帯処分

試案では、国際的な要素を有する人事訴訟事件においても、人事訴訟法第32条第1項と同様に、日本の裁判所が婚姻の取消し又は離婚の訴えについて管轄権を有する場合には、附帯処分(子の監護権者の指定その他子の監護に関する処分、財産の分与に関する処分及び請求すべき按分割合に関する処分。この場合は、外国法において当該事件類型に相当すると解されるものを含む趣旨である。)についても管轄権を有するとする規律を設けるか否かについて、前記アの親権者の指定とは異なり、必ず併せてしなければならないとはされていないことを踏ま

え、附帯処分について併合管轄を認めることは提案しないものとして
いる。

もつとも、上記規律に係る規定を設けるべきであるとする意見もあ
ったこと、前記ア(ア)の②の見解から、この点についても準拠法上不可
分のものとされる場合には、婚姻の取消し又は離婚の訴えと併せて判
断ができるようにするべきであるとの指摘もあったことから、(注3)
として、附帯処分について併合管轄を認めるか否かは、引き続き検討
することを提案している。なお、請求すべき按分割合に関する処分の
審判事件については、日本の裁判所の専属管轄とする規定を設ける又
はその旨の明文の規定を設けないこととしても日本の裁判所の専属管
轄と解釈することが可能であると考えられることも踏まえて管轄規定
を設けないものとしているため、仮に併合管轄の規律を設けるとして
も、当該事件について併合管轄を認めるものとすることは妥当でない
ことから、(注3)には、当該事件は挙げていない。

3 反訴

試案は、本部会における併合管轄に係る検討を踏まえると、人事訴訟事
件の国際裁判管轄に関しては、広く反訴による国際裁判管轄を認めるべき
ではないとの観点から、併合管轄に係る試案①の規律と平仄を合わせ、反
訴と本訴とが同一の身分関係の形成又は存否の確認を求める場合に反訴に
よる管轄権を認めることを提案するものである。

もつとも、本部会においては、人事訴訟事件の国際裁判管轄においても、
財産権上の訴え（民事訴訟法第146条第3項本文）と同様の要件で日本の
裁判所に管轄権を認めるべきであるとの指摘もあったことを踏まえ、(注)
として、本訴の目的である請求又は防御の方法と密接に関連する請求を目
的とする場合に反訴による管轄権を認めるか否かについて引き続き検討す
ることを提案している。

4 緊急管轄

(1) 【甲案】について

ア 緊急管轄に係る規定を設けることの要否

【甲案】は、人事訴訟事件及び家事事件に係る国際裁判管轄につい
ては、個別の単位事件類型ごとの国際裁判管轄の規律では日本の裁判

所に管轄権が認められない場合であっても、一定の場合に、身分関係の確定という原告又は申立人の利益を重視して、なお、日本の裁判所に管轄権を認めるとの規律（緊急管轄）についての規定を設けることを提案するものである。

本部会においては、一定の場合に緊急管轄を肯定すべき事案が存在し得ること自体には、大きな異論はなかったところ、【甲案】は明確性等の観点から、緊急管轄の規律を明文で定めることを提案するものである。

法制審議会国際裁判管轄法制部会では、財産権上の訴えに係る国際裁判管轄について、緊急管轄に係る規定は設けないこととされ、民事訴訟法には緊急管轄に係る規定は設けられていない。しかし、本部会では、人事訴訟事件に関しては緊急管轄が問題になったと評価し得る最高裁判所平成5年(オ)第764号同8年6月24日第二小法廷判決・民集50巻7号1451頁が存在することなど、財産権上の訴えとは事情が異なるとして、人事訴訟事件及び家事事件の国際裁判管轄については、緊急管轄の規定を設けるべきであるとの意見が出された。

イ 具体的な規定の在り方

(7) 前提

【甲案】は、緊急管轄を認めるためには、①各個別の単位事件類型ごとの国際裁判管轄に係る規律により日本の裁判所に管轄権が認められないことのほか、②日本において訴えを提起し又は申立てをする以外に原告又は申立人の審理及び裁判を受ける権利を実現することが著しく困難であること、③その訴え又は申立てが日本に関連があることが必要であることを提案するものである。以下、上記②及び③について補足する。

(イ) 外国における手続が不可能又は不相当であること（前記(7)②）

本部会においては、【甲案】のように、前記(7)②に該当する場合を特に例示しないことに対しては、いかなる場合に前記(7)②に該当するのかを例示すべきであるという意見があった。

どのような場合が前記(7)②に該当し得るかについて、本部会においては、どの国の裁判所にも管轄権が認められない場合（管轄の消極的抵触）、管轄権を有する国の裁判所がおよそ正常に機能していない場合又は日本で承認されない場合がこれに該当すること、反対に、

管轄権を有する国の国際私法によって指定される準拠法の内容が原告又は申立人にとって不利である場合がこれに該当しないことについては概ね異論がなかった。これに対し、例えば、家庭内暴力の被害者である原告又は申立人が、離婚の訴えを提起するため、被告の住所地国に赴くと危害を加えられるおそれがある場合や、被告又は相手方が扶養義務等を履行しないことなど当事者の身分関係に起因して原告又は申立人が経済的に困窮する状態にあることが緊急管轄を認めるべき場合に該当するか否かには、意見の相違があった（ただし、当事者の身分関係に起因しないで、単に原告又は申立人が経済的に困窮していることが緊急管轄を認めるべき場合に該当するとの趣旨の意見はなかった。）。

このように、いかなる場合に前記(ア)②に該当するかには争いがあるところも多く、抽象的な規定に留めるべきであるとの指摘もあったため、試案では、前記(ア)②に該当する場合を特に例示をせずに提案している。

その上で、部会においては上記のとおりいかなる場合に前記(ア)②に該当するのかを例示すべきであるという意見及び要件の例示としてではなく、緊急管轄の有無を検討する際の考慮要素を列挙すべきとの意見もあったことを踏まえ、(注2)として、前記(ア)②の規定の具体的な在り方は引き続き検討することを提案している。

(ウ) 事件が日本との関連性を有すること（前記(ア)③）

本部会において、本来的な管轄権を有するものというべき国での救済が不可能であれば、それだけで日本で裁判をすることが必要かつ相当であるとする意見もあったが、本来的な管轄権を有するものというべき国での救済ができないからといって、日本との関連性のない訴え又は申立てについてまで日本で裁判をして救済することは過剰管轄となり許されず又は日本で裁判をして救済をする必要性若しくは相当性がないとの観点から、【甲案】においては、当該訴え又は申立てが日本に関連があることを必要とすることを提案している。

(2) 【乙案】について

前記(1)アのとおり、財産権上の訴えの国際裁判管轄に関しては、検討の上、緊急管轄に係る規定は設けられなかったが、明文の規定はなくと

も、解釈により緊急管轄を認めることが可能であるとされている。

本部会においては、上記経緯を踏まえ、国際的な要素を有する人事訴訟事件及び家事事件に係る国際裁判管轄に関しても、解釈により緊急管轄を認めることが可能であるから、緊急管轄の規定を設ける必要はなく、かえって、人事訴訟事件及び家事事件についてのみ緊急管轄の規定を設けると、規定がなくとも解釈により緊急管轄を認め得るという上記の民事訴訟法の解釈を採ることが難しくなってしまうとの指摘があった。

【乙案】は、このような議論を踏まえ、明文の規定がなくとも解釈によって緊急管轄を認めることができることを前提に、民事訴訟法との関係を考慮する観点から、緊急管轄に係る規定を設けないことを提案するものである。

5 特別の事情による訴え（申立て）の却下

(1) 試案は、個別の単位事件類型ごとの国際裁判管轄の規律及び総論の他の規律によれば日本の裁判所の管轄権が認められる場合でも、事案によっては、当事者間の衡平又は適正かつ迅速な審理の実現の観点から、他国の裁判所に審理判断を委ねることが望ましい場合も存在するとの認識の下、そのような場合に対処するため、訴え又は申立ての全部又は一部を却下することができる規定を設けることを提案するものである（民事訴訟法第3条の9と同趣旨である。）。

なお、人事訴訟事件及び家事事件においては、訴訟等の当事者とならない未成年の子が存在することがあるため、未成年の子の利益を一つの考慮要素とすべきことを提案している。

(2) ただし、個別の単位事件類型について日本の裁判所の専属管轄とする旨規定されている場合、特別事情による却下を許してしまうと、どの国の裁判所にも管轄権が認められないことになることが考えられるため、そのような場合に訴え又は申立てを却下することは適切ではない。試案のただし書は、以上の考慮から、日本の裁判所の専属管轄とする規定がある場合は、特別の事情による訴え又は申立ての却下をすることはできないとすることを提案するものである（民事訴訟法第3条の10と同趣旨の規定である。）。また、(注)のとおり、解釈上日本の裁判所の専属管轄となる場合も上記却下をすることはできないことを前提としている。

また、財産権上の訴えの国際裁判管轄に関しては、個別の単位事件類

型ごとの国際裁判管轄の規律及び総論の他の規律によった結果、日本の裁判所にのみ管轄権が認められる場合には、特別の事情による訴えの却下の規定の適用があることは前提としつつ、実際に特別の事情が認められて訴えが却下されることは想定し難いものと考えられているようである。試案では、上記の場合について特段の記載をしていないが、人事訴訟事件及び家事事件についても同様に考えられることを前提としている。

6 国際裁判管轄の調査方法

試案は、日本の裁判所の管轄権の存在は訴え又は申立ての適法要件であるから、裁判所が自ら調査すべき事項（職権調査事項）であり、また、その調査に必要な範囲においては職権で証拠調べをすることができることとすべきものであることを前提に、人事訴訟事件及び家事事件に係る国際裁判管轄についても、日本の裁判所の管轄権に関する事項について、職権で証拠調べができることを定めることを提案している（財産権上の訴えに係る国際裁判管轄に関しては民事訴訟法第3条の11参照）。

7 管轄決定の標準時

試案は、日本の裁判所の管轄権の存在は訴え又は申立ての適法要件ではあるが、審理中に管轄原因が消滅した場合にそれまでの審理が無駄になることを避けるため、訴え提起時又は申立て時に管轄原因が存在すれば、その後管轄原因が失われた場合でも不適法とすべきではないとされていることを踏まえ、人事訴訟事件及び家事事件に係る国際裁判管轄についても、日本の裁判所の管轄権の標準時は、訴え提起時又は家事審判若しくは家事調停の申立て時若しくは職権開始時であると定めることを提案している（財産権上の訴えに係る国際裁判管轄に関しては、民事訴訟法第3条の12参照）。

8 訴え（申立て）の競合

(1) 【甲案】について

ア 国際的手続競合を規制する必要性

外国の裁判所に、ある訴えが提起され又は申立てがされた後、同一

の事件について日本に訴えが提起され又は申立てがされた場合、外国裁判所と日本の裁判所とに二重に訴え等が係属すると、判決等の矛盾が生じるおそれがあり、当事者が二重の応訴負担を負うことにもなるため、当該日本に提起された後訴等をどのように取り扱うべきかという問題がある（いわゆる国際的手続競合の問題）。

【甲案】は、上記不都合を避ける観点から、国際的手続競合を規律する規定を設けることを提案するものである。

イ 国際的手続競合を規律する規定の在り方

国際的手続競合の規律の在り方については、①日本の裁判所と同一の事件が係属している外国の裁判所とを管轄原因の観点から比較し、より適切な法廷地であると評価し得る国の裁判所での事件を優先すべきであるとの見解（管轄規制説）もあり得るが、【甲案】は、判決等の矛盾は専ら当該外国裁判所の判決等が日本において効力を有するものとされる場合に具体的に生じ得るものであるとの観点から、②日本で承認されるような判決等に至ると予想される外国裁判所での訴訟等の係属が既に生じている場合には、日本での後訴等は認めないものとするべきこと（承認予測説）を提案するものである。

また、国際的手続競合の効果には様々な考え方があり得るが、【甲案】は、日本の裁判所に係属する後訴等を裁判所の決定により一定期間中止し、同中止決定に対しては即時抗告ができることを提案している。

民事訴訟法には国際的訴訟競合に係る規定は設けられていないこととの関係が問題になるが、【甲案】は、人事訴訟事件及び家事事件については、国際的に不統一な身分関係の発生を防止する必要性が特に高いことを考慮して、規定を設けることを提案するものである。

(2) 【乙案】について

【乙案】は、①外国裁判所の判決等が日本において承認される可能性をあらかじめ予測することは極めて困難であり、日本の裁判所における審理の長期化を招くおそれがあること、②日本の裁判所に提起された訴え等について、同一の訴え等が提起されている外国裁判所の審理状況を見守るのが適切な場合には、裁判所の手続指揮により期日の間隔を調整するなどして対応すれば足りることなどの観点から、国際的手続競合について明文の規律を設けないことを提案するものである。

ただし、【乙案】も、国際的手続競合の場面について解釈によって妥当な結論を導くことを否定するものではない。

なお、【乙案】を支持する立場からは、財産権上の訴えに係る国際裁判管轄について規定が設けられていないのに、解釈によって国際的訴訟競合の問題を規律することは可能であるとの指摘がされているところ、人事訴訟事件及び家事事件についてのみ国際的手続競合についての規律を明文で定めると、財産権上の訴えについて解釈によって妥当な結論を導く余地を否定してしまう可能性があることを懸念する指摘がある。

9 不服申立て

試案は、国際裁判管轄の有無を判断する終局裁判又は審判に対して上訴又は抗告により不服を申し立てることができることを前提に、人事訴訟事件及び家事事件に係る国際裁判管轄の有無についての判断に対する不服申立てについては特段の規律を設けないことを提案するものである。

10 家事調停事件の国際的管轄

(1) 当該調停に係る事項が人事訴訟の提起又は家事審判事件の申立ての内容となる場合に管轄権を有する裁判所の管轄権（試案①一及び試案②）

調停に係る事項が人事訴訟の提起又は家事審判事件の申立ての内容となる場合に日本の裁判所が管轄権を有するときは、当該事件と日本との間に密接な関連があるということができ、そうであるとすれば、当該事項が家事調停事件の申立ての内容となる場合についても、当該事件と日本との間に密接な関連があるということができることから、日本の裁判所の管轄権を認めるべきである。そこで、試案①一及び試案②はそのような規律を提案するものである。

(2) 上記(1)以外に日本の裁判所の管轄権が認められる場合(試案①二及び三)

ア 試案①と試案②の区別（合意に相当する審判との関係）

試案①においては、当該調停に係る事項が人事訴訟の提起又は家事審判事件の申立ての内容となる場合に日本の裁判所が管轄権を有するとき（上記(1)）以外にも、後記イ及びウの場合に日本の裁判所の管轄

権を認めることを提案しているのに対し、試案②については、このような提案をしていない。

試案②は、離婚及び離縁の訴え以外の人事訴訟事件の事項に係る家事調停事件は、調停による解決可能性はなく（家事事件手続法第 268 条第 4 項）、合意に相当する審判によってのみ処理される場所、この合意に相当する審判は、本来的には人事訴訟によって解決すべき事項を対象とし、その効力について確定判決と同一の効力を有するものとされる（同法第 281 条）など、いわば「簡易化された人事訴訟」であるといえるため、当該調停に係る事項が人事訴訟又は家事審判事件の内容となる場合に管轄権を有する裁判所以外には、管轄権を認めるべきではないとの指摘があったことを踏まえ、当該事件については、上記(1)の場合にのみ、日本の裁判所の管轄権を認めることを提案するものである。

イ 相手方の住所地を基準とする管轄（試案①二）

試案①二は、国際的な要素を有する家事調停事件についても、国内管轄（家事事件手続法第 245 条第 1 項）と同様に、家事調停の手続は、申立人が相手方のもとに出向いて行うこととすることが申立人と手続に關与させられる相手方との衡平の理念に合致するという考え方に基つき、相手方が日本国内に住所を有している場合に日本の裁判所の管轄を認めるべきであるとの規律を提案するものである。

ウ 合意による管轄（試案①三）

(ア) 本部会においては、家事調停が当事者間の協議により円満な紛争解決を目指す手続であることに照らせば、当事者の合意による国際的管轄を認めることが合理的であるとの指摘があり、また、家事調停の解決が当事者間の合意に基づくことを踏まえると、判決や審判とは異なり、合意による管轄を認めても、調停を行う地を選ぶことを通じて恣意的に準拠法を選択することを許すという弊害がないことから、試案①三は、当事者が日本の裁判所で家事調停の申立てを行うことに合意していれば、当該家事調停事件について日本の裁判所の管轄権を認めることを提案している。

本部会において、当事者の合意のみに基づいて、日本との関連性を有しない事案についてまで管轄を認めることには消極的な意見が強く、日本との関連性を示す何らかの要件を付加すべきであるとの

指摘があったことから、申立人の住所（相手方の住所が日本国内にあれば、試案①二により、それだけで日本の裁判所に管轄を認めることができる。）が日本国内にあることを、ブラケットを付した上で、付加的要件として提案している。ただし、日本との関連性を当該要件によって要求することに懐疑的な意見等もあったことを踏まえ、（注3）として、付加的要件の要否及びその内容については、引き続き検討することを提案している。

(イ) 当事者の合意による管轄を認める場合、その合意の時期等を制限すべきか否かが問題となるが、家事調停の解決が当事者の合意に基づく紛争解決の制度であり、最終的に調停の成立を拒絶することができることに鑑みれば、合意による管轄を認める場合であっても、当該合意の時期等を制限する必要はないとの指摘があることを踏まえ、試案では、当該合意の時期を制限することはしていない。

なお、本部会においては、管轄の合意は、その明確性を担保する観点等から、書面であることを必要とすべきであるとの意見があった（国内管轄に関する家事事件手続法第245条第2項参照）。

エ 調停に代わる審判との関係

日本では、合意に相当する審判の対象とならない事項についての家事調停事件について、合意（調停）が成立しない場合に調停に代わる審判をすることができる。これらの事件についても、「審判」による解決があるとして当該調停に係る事項が人事訴訟の提起又は家事審判事件の申立ての内容となる場合に日本の裁判所が管轄権を有するとき以外にも日本の裁判所の管轄権を認めてよいか問題となり得る。

試案においては、これらの事件は本来合意（調停）による解決が可能であり、調停に代わる審判も実質的には当事者の合意（消極的・事後的同意）に基づくものであると評価できること等を踏まえ、上記のとおり、当該調停に係る事項が人事訴訟の提起又は家事審判事件の申立ての内容となる場合に日本の裁判所が管轄権を有するとき以外にも日本の裁判所の管轄権を認めることを前提としている。

これに対して、調停に代わる審判も形式上は審判であるから、当該調停に係る事項が人事訴訟又は家事審判事件の内容となる場合に日本の裁判所が管轄権を有するとき以外に、日本の裁判所が調停に代わる審判をできるとすることには問題があるのではないかとの指摘もあつ

たため、(注2)として、この点を引き続き検討することを提案している。

11 人事訴訟を本案とする保全命令事件の国際裁判管轄

試案は、①本案訴訟に対する保全命令事件の従属性及び裁判所の審理の便宜を考えれば、日本の裁判所に本案の訴えを提起することができる場合には日本の裁判所の管轄権を認めるべきであり、②離婚に伴う財産分与請求権を被保全権利とする保全処分を念頭におくと、不動産等に対する保全執行を実現する必要がある、その執行の便宜を考えれば、仮に差し押さえるべき物又は係争物が日本国内に所在する場合には日本の裁判所の管轄権を認めるべきであることに基づくものである。

12 家事審判事件を本案とする審判前の保全処分事件の国際裁判管轄

(1) 試案は、国際的な要素を有する家事審判事件を本案とする審判前の保全処分の国際裁判管轄について、本案である家事審判手続が事件関係人の権利義務関係を具体的に形成することを目的とするものであり、保全的措置である審判前の保全処分が本案の審判に強く付随性を有するという審判前の保全処分の性格に照らして、国際的な要素を有する家事審判事件を本案とする審判前の保全処分事件についても、家事審判事件又は家事調停事件の係属する裁判所(国)が扱うことが最も合理的であるとの考えに基づくものである。

(2) なお、本部会においては、国際的な要素を有する家事審判事件を本案とする審判前の保全処分について、日本の裁判所に本案の管轄権が認められない場合であっても、日本に存在する財産等の保全的措置を要する必要性があり、外国の裁判所に本案が係属している場合には、仮に差し押さえるべき物又は係争物の所在地の管轄を認めるべきであるとの意見があった。しかし、家事事件手続法において、本案の係属がない場合に審判前の保全処分を取り扱う規定が存しないこと、本案の係属がない場合に家事審判事件を本案とする民事保全を認めることは民事保全法が前提とする民事保全の本案の範囲の変更を伴うことになること等の事情から、仮に差し押さえるべき物又は係争物の所在地が日本国内にあることをもって日本の裁判所の管轄権を認めることは提案していない。

第3 外国裁判の承認・執行

1 外国裁判の承認

(1) 前提

ア 外国裁判の承認とは、ある国が、国境を越えた権利保護、私的法律関係の国際的安定等を目的として、外国裁判所の裁判の効力を自国においても認めることをいう（最高裁判所平成5年(オ)第1761号同9年7月11日第二小法廷判決・民集51巻6号2530頁参照。）。

イ 外国裁判の承認に関する現行法の規定としては、外国裁判所の確定判決の承認の要件について定める民事訴訟法第118条がある。同条は、外国裁判所の確定判決が特定の承認要件を具備していれば、承認の裁判のような特別の経路を経ることなく、当然に日本において効力を有するものとして承認される制度（いわゆる自動的承認の制度）を採用しており、財産権上の訴えに係る訴訟事件における外国裁判所の確定判決のほか、人事訴訟事件における外国裁判所の確定判決についても、適用があるものと考えられている。

(2) 試案の説明

ア 外国裁判所の人事訴訟事件における確定判決の承認

試案①は、外国裁判所における人事訴訟事件の確定判決の承認については、民事訴訟法第118条が適用されるという現状の取扱いに沿うものである。

イ 外国裁判所の家事事件における確定した終局裁判の承認

試案②は、訴訟事件におけるものであっても、家事事件におけるものであっても、外国裁判所の裁判の効力を自国においても認めるか否かの問題は、基本的に共通する事柄であると考え、外国裁判所の家事事件における確定した終局裁判の承認要件の規律を、基本的に、外国裁判所の確定判決の承認要件に係る民事訴訟法第118条の規律と同様のものとするものである。なお、「外国裁判所」や「確定」の意義については、民事訴訟法第118条に関する議論と同様の議論が当てはまることを想定している。

(3) 検討すべき論点

ア 送達又は応訴についての要件の規律の在り方

試案②二は、家事事件のうち、職権で開始されるものについては、「申立て」や「申立書」が存在しないと考えられることから、そのような事件については、手続保障を及ぼすべき者が存在するような場合であれば、「申立人以外の当事者」に該当するものとしてそのような者の手続保障をも問題とする趣旨である。

なお、試案②は、上記の点も含め、送達又は応訴についての要件の具体的な規律の在り方について、引き続き検討をすることを前提としている。

イ 送達又は応訴についての要件を課さない事件類型を除外する規律の在り方

試案②の柱書の括弧書は、送達又は応訴についての要件を課さない事件類型を除外することを規律するものである。これは、送達又は応訴についての要件は、外国裁判所の家事事件における確定した終局裁判の承認が問題となる場面において、当該終局裁判の承認を求める者が日本で当該終局裁判の効力が及ぶと主張する者の手続保障のためのものであるところ、手続保障を考慮すべき当事者が存在しない事件については、送達又は応訴についての要件が不要であると考えられるからである。もっとも、本部会においては、最終的には、手続保障を考慮すべき当事者が存在しない事件か否かは解釈に委ねざるを得ないことから、むしろ、個別の事案ごとの判断をより柔軟に行うことができるよう同括弧書のような明文を設けないものとすべきとの指摘がされており、その規定の在り方については、引き続き検討する。

ウ 相互の保証についての要件

試案②四は、民事訴訟法第118条第4号を踏まえ、「相互の保証があること」を承認の要件とする旨の提案をするものである。

なお、本部会においては、外国裁判所の人事訴訟事件における確定判決及び外国裁判所の家事事件における確定した終局裁判の承認のためには、「相互の保証があること」を要件とするのではなく、少なくとも「相互の保証がないとはいえないこと」という規律とすべきであるという指摘があった一方で、そのような取扱いをすることに合理性があるかどうかは慎重な検討が必要であること、相互の保証の要件につ

いては、国家賠償法等、日本の他の法律において設けられている「相互の保証」全体を見直す機会において検討すべきものとの指摘があった。

2 外国裁判の執行

(1) 前提

外国裁判所の判決の執行判決について規定する民事執行法第24条は、外国裁判所の財産権上の訴えに係る判決について、これが民事訴訟法第118条各号に規定されている承認の要件を満たすとしても、当該判決を債務名義として強制執行をするためには、別途、外国裁判所の判決による強制執行を許す旨を宣言する執行判決を得る必要があるものとしている。

(2) 試案の説明

ア 内容

試案は、日本においては、家事事件手続法で定める家庭に関する事件の審判及び調停、人事訴訟法で定める人事訴訟事件の第一審の裁判の権限を有するのは、家庭裁判所（裁判所法第31条の3第1項第1号及び第2号参照）にあること、承認要件の一つである公序の要件の審査について、現在の裁判実務においては承認の対象となる外国の裁判がされた時点よりも後の身分関係等に係る事情も含めて判断する例もあることから、地方裁判所よりも家庭裁判所における判断の優位性が認められると考えられることなどに基づくものである。

イ 外国裁判所の人事訴訟事件における確定判決に基づく強制執行について

(7) 前提

日本法上の人事訴訟は、身分関係の形成又はその存否の確認を目的とする訴えである人事に関する訴え（人事訴訟法第2条）であるところ、当該訴えに係る確定判決について、身分関係の形成等を通じてこれを確定させる部分に関し、判決の内容が給付を命じる内容となることはないことから、強制執行が問題となる場面はないものと考えられる。これに対して、外国裁判所の「人事訴訟事件」とは、外国法において、日本法上の人事訴訟事件に該当すると解されるものを含む趣旨であるところ、仮に、外国法上の人事訴訟事件におけ

る確定判決に、強制執行に親しむ具体的な給付請求権を表示してその給付を命じる内容のものがあるとしても、日本法上の人事訴訟事件における判決の内容（具体的には、身分関係の形成又は存否を確認する部分）が給付を命じる内容となることは考えられない以上、当該外国判決は、日本においてその強制執行を求める場面において、試案の「人事訴訟事件における確定判決」であると性質決定されることはないものと考えることができる。そうすると、外国裁判所の人事訴訟事件における確定判決に基づく日本における強制執行を観念することはできないものと考えることができる。

(イ) 附帯処分について

試案は、人事訴訟事件における確定判決においてされた附帯処分（例えば、財産の分与に関する処分など）についての裁判（人事訴訟法第32条第1項参照）の性質については解釈に委ねることを前提としている。すなわち、人事訴訟事件における確定判決における附帯処分については、その実質的な内容に鑑みて家事事件における確定した終局裁判に該当すると解する立場のほか、その形式に鑑みて性質を判決であると解する立場があり得るところであり、後者の立場によれば、「外国裁判所の人事訴訟事件における確定判決」に基づく日本における強制執行というものを観念する余地がないとまでいうことはできない。試案は、この点について解釈に委ねるものとしているが、執行判決によるべきものとする手続上の取扱いに差異はないこととなる。

(ウ) 関連損害賠償請求についての考え方

試案は、外国裁判所が人事訴訟事件における確定判決においてされた関連損害賠償請求（人事訴訟に係る請求と当該請求の原因である事実によって生じた損害の賠償に関する請求をいい、外国法において当該請求に相当するものと解されるものを含む趣旨である。）に係る判断部分については、「外国裁判所の人事訴訟事件における確定判決」には含まれないことを前提としている。これは、関連損害賠償請求は、あくまで財産権上の訴えであることを理由とするものである。

もともと、外国裁判所がした関連損害賠償請求に係る確定判決に基づき日本において強制執行をする際には、民事執行法第24条の規

律に服する（同条の「外国裁判所の判決」には該当する。）ことになることから、試案を前提とする限り、結論として執行判決を得る必要があるという点で差異を生じない。しかし、この点は、もっぱら、執行判決を求める訴えの職分管轄についての議論（後記(3)イ参照）において問題となる。

(3) 検討すべき論点

ア 外国裁判所の人事訴訟事件における確定判決及び家事事件における確定した終局裁判を債務名義として日本において強制執行をする場合に必要な手続

(7) 外国裁判所の人事訴訟事件における確定判決の場合

試案は、前記(2)イの考慮も踏まえ、仮に、外国裁判所の人事訴訟事件における確定判決に給付を命じる内容とするものがあり、日本において当該判決に基づく強制執行をすることが考えられるとしても、当該判決は「外国裁判所の判決」として、民事執行法第22条第6号、第24条により、執行判決の訴えにより執行判決を得て債務名義となるものと解されることに基づくものである。

(4) 外国裁判所の家事事件における確定した終局裁判の場合

試案は、民事執行法第24条が、外国裁判所の裁判の効力が日本において拡張される場面において、承認要件の審査を通じた被告の手続保障を考慮した結果、決定手続ではなく判決手続を選択したものと考えられること、外国において終局裁判がされる段階と、当該裁判に基づき日本において強制執行をするために承認要件を審査する段階とでは、手続の段階や手続が持つ意味が異なることから、外国における非公開の裁判手続を経て外国裁判が出されたことが、当然に、日本における承認要件の審査も非公開の決定手続で行うことを制度として選択し、被告の手続保障の要請を後退させてよい理由となるものではないと考えられること、承認要件を審査する必要があるという点においては、外国裁判所がした財産権上の訴えに係る確定判決と家事事件における確定した終局裁判との間に差異はないと考えられることによるものである。

イ 日本において執行判決を求める訴えの職分管轄

(7) 家庭裁判所の専属管轄とする試案において移送等の規律を設ける

こと

a 移送の規律

試案の（注2）は、①財産権上の訴えに係る外国裁判所の確定判決について、執行判決を求める訴えを誤って家庭裁判所に提起した場合は地方裁判所に移送する旨の規律を、②外国裁判所の人事訴訟事件における確定判決及び家事事件における確定した終局裁判について、執行判決を求める訴えを誤って地方裁判所に提起した場合は家庭裁判所に移送することができる旨の規律を制度上確保することについて、引き続き検討することとしている。これは、財産権上の訴えに係る判決については、民事執行法第24条第1項により、執行判決を求める訴えは地方裁判所が管轄することになるところ、外国裁判の内容によっては、その性質が一見して判然とせず、当事者が、管轄裁判所を誤って執行判決を求める訴えを提起してしまう事態も予想されるため、常に管轄違いとして訴えを却下するものとする、執行判決を求める訴えの原告にとり、不利益の程度が著しいものと考えられ、そのような不都合は避けるべきと考えられることによるものである。

b 自庁処理の規律

試案は、いわゆる自庁処理の規律（家庭裁判所が、執行判決を求める訴えの全部又は一部がその管轄に属しないと認めるときであっても、事件を処理するために特に必要があると認めるとき等の一定の場合に自ら処理をすることができるものとするもの）の要否及び具体的な規律の在り方について、引き続き検討することを前提としている。これは、例えば、外国裁判所において、①財産権上の訴えに係る事件の判決と②家事事件の終局裁判が一つの裁判書において裁判をされた場合に、常に、前者については地方裁判所に、後者については家庭裁判所に執行判決を求める訴えをそれぞれ提起しなければならないとすることは、原告にとり酷であると評価することもできることによるものである。

(4) 地方裁判所の専属管轄とすること

試案は（注3）として、外国裁判所の人事訴訟事件における確定判決及び家事事件における確定した終局裁判について執行判決を求める訴えの職分管轄を、財産権上の訴えに係る確定判決と同じく、

地方裁判所の専属管轄とすることを引き続き検討することを前提としている。

これは、外国裁判所において、①財産権上の訴えに係る事件の判決と②家事事件の終局裁判が一つの裁判書においてされた場合に、これに基づき日本において強制執行の申立てをしようとする者は、現行法のもとでは、①財産権上の訴えに係る判決については民事執行法第24条第1項により、②家事事件の終局裁判については同項の適用又は類推適用により、執行判決を求める訴えをいずれも地方裁判所に提起するという実情があることから、これを維持することは、執行判決を求める訴えに係る管轄裁判所を利用者にとって分かり易いものといえることができると考えられることによるものである。

(ウ) 地方裁判所及び家庭裁判所の双方に職分管轄を認めること等について

試案に対しては、外国裁判所の人事訴訟事件における確定判決及び家事事件における確定した終局裁判について執行判決を求める訴えに係る職分管轄を、地方裁判所及び家庭裁判所の双方にいわば競合的に認めるものとした上で、併せて、財産権上の訴えに係る事件の確定判決について執行判決を求める訴えが家庭裁判所に提起された場合における管轄違いを理由とする地方裁判所への移送に係る規律を制度上確保するとともに、外国裁判所の人事訴訟事件における確定判決及び家事事件における確定した終局裁判について執行判決を求める訴えが地方裁判所に提起された場合における家庭裁判所への裁量移送に係る規律を制度上確保することが考えられる。これも、執行判決を求めようとする外国裁判所の「裁判」が、財産権上の訴えに係る確定判決に該当するのか、人事訴訟事件における確定判決及び家事事件における確定した終局裁判に該当するのかが、必ずしも判然としないことから生ずる不利益を当事者が直ちに被らないようにしようとするためのものであるが、このような考え方については、そもそも職分管轄の競合ということが許容され得るのかということや、財産権上の訴えに係る確定判決についての執行判決を求める訴えの管轄は一つの裁判所（地方裁判所）の職分管轄しか認められないにもかかわらず、人事訴訟事件における確定判決及び家事事件における確定した終局裁判についての執行判決を求める訴えについては、二つの裁判所（家庭裁判所と地方裁判所）の職分管轄が認

められるものとするものの是非が問題となる。

第4 その他所要の措置

これまでの検討を踏まえれば、所要の措置として、少なくとも次のような改正等を行うことが考えられる。

1 通則法第5条について

前記第1の11(3)イ及びウのとおり、試案の第1の11の一及び二は、通則法第5条の内容のうち、後見等開始の審判事件に係る国際裁判管轄について定めている部分を実質的に維持するものである。これに対応した法整備がされる場合には、通則法第5条から後見等開始の審判事件に係る国際裁判管轄に関する部分のみを削除するなどの所要の整備を行うことが考えられる。

2 通則法第6条について

前記第1の14(2)ア(イ)のとおり、試案の第1の14①及び②は、通則法第6条の内容のうち、失踪の宣告の審判事件に係る国際裁判管轄及び審判の効力について定めている部分を実質的に維持するものである。これに対応した法整備がされる場合には、通則法第6条から失踪の宣告の審判事件に係る国際裁判管轄及び審判の効力に関する部分のみを削除するなどの所要の整備を行うことが考えられる。

(別紙1) 「相続に係る審判事件」に含まれる事件

○ 家事事件手続法

別表第一

項	事項	根拠となる法律の規定
(略)		
推定相続人の廃除		
八十六	推定相続人の廃除	民法第八百九十二条及び第八百九十三条
八十七	推定相続人の廃除の審判の取消し	民法第八百九十四条
八十八	推定相続人の廃除の審判又はその取消しの審判の確定前の遺産の管理に関する処分	民法第八百九十五条
相続の承認及び放棄		
八十九	相続の承認又は放棄をすべき期間の伸長	民法第九百十五条第一項ただし書
九十	相続財産の保存又は管理に関する処分	民法第九百十八条第二項及び第三項(これらの規定を同法第九百二十六条第二項(同法第九百三十六条第三項において準用する場合を含む。))及び第九百四十条第二項において準用する場合を含む。)
九十一	限定承認又は相続の放棄の取消しの申述の受理	民法第九百十九条第四項
九十二	限定承認の申述の受理	民法第九百二十四条
九十三	限定承認の場合における鑑定人の選任	民法第九百三十条第二項及び第九百三十二条ただし書
九十四	限定承認を受理した場合における相続財産の管理人の選任	民法第九百三十六条第一項

九十五	相続の放棄の申述の受理	民法第九百三十八条
財産分離		
九十六	財産分離	民法第九百四十一条第一項及び第九百五十条第一項
九十七	財産分離の請求後の相続財産の管理に関する処分	民法第九百四十三条(同法第九百五十条第二項において準用する場合を含む。)
九十八	財産分離の場合における鑑定人の選任	民法第九百四十七条第三項及び第九百五十条第二項において準用する同法第九百三十条第二項及び第九百三十二条ただし書
相続人の不存在		
九十九	相続人の不存在の場合における相続財産の管理に関する処分	民法第九百五十二条, 第九百五十三条及び第九百五十八条
百	相続人の不存在の場合における鑑定人の選任	民法第九百五十七条第二項において準用する同法第九百三十条第二項
百一	特別縁故者に対する相続財産の分与	民法第九百五十八条の三第一項
遺言		
百二	遺言の確認	民法第九百七十六条第四項及び第九百七十九条第三項
百三	遺言書の検認	民法第千四条第一項
百四	遺言執行者の選任	民法第千十条
百五	遺言執行者に対する報酬の付与	民法第千十八条第一項
百六	遺言執行者の解任	民法第千十九条第一項
百七	遺言執行者の辞任についての許可	民法第千十九条第二項

百八	負担付遺贈に係る遺言の取消し	民法第千二十七条
遺留分		
百九	遺留分を算定する場合における鑑定人の選任	民法第千二十九条第二項
百十	遺留分の放棄についての許可	民法第千四十三条第一項
(略)		

別表第二

項	事項	根拠となる法律の規定
(略)		
相続		
十一	相続の場合における祭具等の所有権の承継者の指定	民法第八百九十七条第二項
遺産の分割		
十二	遺産の分割	民法第九百七条第二項
十三	遺産の分割の禁止	民法第九百七条第三項
十四	寄与分を定める処分	民法第九百四条の二第二項
(略)		

(別紙2) 「成年後見等に関する審判事件」に含まれる事件

○ 家事事件手続法

別表第一

項	事項	根拠となる法律の規定
成年後見		
一	後見開始	民法第七条
二	後見開始の審判の取消し	民法第十条及び同法第十九条第二項において準用する同条第一項
三	成年後見人の選任	民法第八百四十三条第一項から第三項まで
四	成年後見人の辞任についての許可	民法第八百四十四条
五	成年後見人の解任	民法第八百四十六条
六	成年後見監督人の選任	民法第八百四十九条
七	成年後見監督人の辞任についての許可	民法第八百五十二条において準用する同法第八百四十四条
八	成年後見監督人の解任	民法第八百五十二条において準用する同法第八百四十六条
九	成年後見に関する財産の目録の作成の期間の伸長	民法第八百五十三条第一項ただし書(同法第八百五十六条において準用する場合を含む。)
十	成年後見人又は成年後見監督人の権限の行使についての定め及びその取消し	民法第八百五十九条の二第一項及び第二項(これらの規定を同法第八百五十二条において準用する場合を含む。)
十一	成年被後見人の居住用不動産の処分についての許可	民法第八百五十九条の三(同法第八百五十二条において準用する場合を含む。)
十二	成年被後見人に関する特別代理人の選任	民法第八百六十条において準用する同法第八百二十六条

十三	成年後見人又は成年後見監督人に対する報酬の付与	民法第八百六十二条(同法第八百五十二条において準用する場合を含む。)
十四	成年後見の事務の監督	民法第八百六十三条
十五	第三者が成年被後見人に与えた財産の管理に関する処分	民法第八百六十九条において準用する同法第八百三十条第二項から第四項まで
十六	成年後見に関する管理の計算の期間の伸長	民法第八百七十条ただし書
保佐		
十七	保佐開始	民法第十一条
十八	保佐人の同意を得なければならない行為の定め	民法第十三条第二項
十九	保佐人の同意に代わる許可	民法第十三条第三項
二十	保佐開始の審判の取消し	民法第十四条第一項及び第十九条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)
二十一	保佐人の同意を得なければならない行為の定め の審判の取消し	民法第十四条第二項
二十二	保佐人の選任	民法第八百七十六条の二第一項並びに同条第二項において準用する同法第八百四十三条第二項及び第三項
二十三	保佐人の辞任についての許可	民法第八百七十六条の二第二項において準用する同法第八百四十四条
二十四	保佐人の解任	民法第八百七十六条の二第二項において準用する同法第八百四十六条
二十五	臨時保佐人の選任	民法第八百七十六条の二第三項

二十六	保佐監督人の選任	民法第八百七十六条の三第一項
二十七	保佐監督人の辞任についての許可	民法第八百七十六条の三第二項において準用する同法第八百四十四条
二十八	保佐監督人の解任	民法第八百七十六条の三第二項において準用する同法第八百四十六条
二十九	保佐人又は保佐監督人の権限の行使についての定め及びその取消し	民法第八百七十六条の三第二項及び第八百七十六条の五第二項において準用する同法第八百五十九条の二第一項及び第二項
三十	被保佐人の居住用不動産の処分についての許可	民法第八百七十六条の三第二項及び第八百七十六条の五第二項において準用する同法第八百五十九条の三
三十一	保佐人又は保佐監督人に対する報酬の付与	民法第八百七十六条の三第二項及び第八百七十六条の五第二項において準用する同法第八百六十二条
三十二	保佐人に対する代理権の付与	民法第八百七十六条の四第一項
三十三	保佐人に対する代理権の付与の審判の取消し	民法第八百七十六条の四第三項
三十四	保佐の事務の監督	民法第八百七十六条の五第二項において準用する同法第八百六十三条
三十五	保佐に関する管理の計算の期間の伸長	民法第八百七十六条の五第三項において準用する同法第八百七十条ただし書
補助		
三十六	補助開始	民法第十五条第一項
三十七	補助人の同意を得なければならない行為の定め	民法第十七条第一項
三十八	補助人の同意に代わる許可	民法第十七条第三項

三十九	補助開始の審判の取消し	民法第十八条第一項及び第三項並びに第十九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）
四十	補助人の同意を得なければならない行為の定め の審判の取消し	民法第十八条第二項
四十一	補助人の選任	民法第八百七十六条の七第一項並びに同条第二項において準用する同法第八百四十三条第二項及び第三項
四十二	補助人の辞任について の許可	民法第八百七十六条の七第二項において準用する同法第八百四十四条
四十三	補助人の解任	民法第八百七十六条の七第二項において準用する同法第八百四十六条
四十四	臨時補助人の選任	民法第八百七十六条の七第三項
四十五	補助監督人の選任	民法第八百七十六条の八第一項
四十六	補助監督人の辞任について の許可	民法第八百七十六条の八第二項において準用する同法第八百四十四条
四十七	補助監督人の解任	民法第八百七十六条の八第二項において準用する同法第八百四十六条
四十八	補助人又は補助監督人の 権限の行使について の定め及びその取消し	民法第八百七十六条の八第二項及び第八百七十六条の十第一項において準用する同法第八百五十九条の二第一項及び第二項
四十九	被補助人の居住用不動産 の処分についての許可	民法第八百七十六条の八第二項及び第八百七十六条の十第一項において準用する同法第八百五十九条の三
五十	補助人又は補助監督人 に対する報酬の付与	民法第八百七十六条の八第二項及び第八百七十六条の十第一項において準用する同法第八百六十二条
五十一	補助人に対する代理権 の付与	民法第八百七十六条の九第一項

五十二	補助人に対する代理権の付与の審判の取消し	民法第八百七十六条の九第二項において準用する同法第八百七十六条の四第三項
五十三	補助の事務の監督	民法第八百七十六条の十第一項において準用する同法第八百六十三条
五十四	補助に関する管理の計算の期間の伸長	民法第八百七十六条の十第二項において準用する同法第八百七十条ただし書
(略)		

(注) 網掛けの項の事項に係る各審判事件は、保護措置に関する審判事件である。